

# 大日本地震史料

## 卷之十一

自天保元年七月  
至同十四年三月

天保元年七月二日丁巳、山城、攝津、丹波、丹後、近江、若狹諸國、地大ニ震ヒ、就中、京都被害甚シ、

〔實久卿記〕

文政十三年○天保元年七月一日丙辰、晴、孟秋佳朔、幸甚々々、

二日丁巳、晴、巳刻許依番參院、自今月被結改二番、參勤被仰下了、直宿仕、今日申

刻許地震甚、宮中鳴動以外也、須臾召御前、常御所東庭に被

設御座渡御、予其南邊候、人々追々參上、各候其所、女房、同終夜時々地震、侍從、同御前伺候、

三日戊午、晴、去夜より御前伺候、卯終刻常御所還御、其後依

仰各退御前、着改衣冠參内、伺御容體、次參大宮、准后、關白

亭、一條准后殿等、歸家、此亭築地倒、所々築地多倒了、内裏

仙洞御築地、所々倒了、近世珍事也、午刻參院、亥終刻退出、

今日時々地震、

四日己未、甚雨、辰終刻晴、昏時裏過亭向、今日時々地震、如昨

日、

五日庚申、晴、時々地震、

六日辛酉、晴、時々地震、

七日壬戌、晴、七夕佳節、幸甚々々、巳刻許參内、慶賀申上如

例、次參大宮、准后關白亭、一條准后殿等、同申上、次參院、慶

賀申上、今日番也、直宿仕、今日七夕御會御延引也、兩家蹴鞠延引也、去二日

地震、破損所依有之歟、時々地震、

八日癸亥、少雨、暫時晴、午刻許參院、戌終刻退出、今日時々地

震不止、

九日甲子、晴、午刻許雨、暫時晴、時々地震不止、

十日乙丑、晴、時々地震不止、昏時萩原三位、六條三位等亭

向、

十一日丙寅、晴、時々地震、入夜雨、

十二日丁卯、雨、午後晴、兩三度地震、巳刻參院、依番也、直宿

仕、

十三日戊辰、晴、一兩度地震、午刻參院、戌終刻退出、今日内裏

獻燈籠、如例年、

十四日己巳、晴、一兩度地震、侍從爲中元御禮、參内院大宮准

后等、次參關白亭、一條准后殿、其外一門人々亭被行向了、一

門雙親人々、爲禮被來、

十五日庚午、晴、少雨時々灑、入夜地震一度、中元慶如例年、未

刻許、着衣冠、爲中元御禮參内、御帳、付女房申入、次參院、次大宮、准后

等參上、次參關白亭、一條准后殿等、

十六日辛未、雨、地震、兩三度、

十八日癸酉、雨、入夜地震、三四度、

十九日甲戌、雨、地震、三四度、

二十日乙亥、少雨時々灑、地震、三四度、

廿一日丙子、晴、地震、三四度、

廿二日丁丑、晴、地震、一度、

廿三日戊寅、晴、入夜寅刻許地震、

廿四日己卯、晴、地震、一兩度、

廿五日庚辰、晴、入夜雨、地震、兩三度、

廿六日辛巳、晴、入夜雨、地震、三度、

廿七日壬午、晴、地震、一兩度、

廿八日癸未、朝之間雨、暫時晴、地震、一度、自去三日、各微震也、

三十日乙酉、晴、地震、二度、

八月一日丙戌、晴、今日地震、二度、

二日丁亥、晴、今日地震、一度、

三日戊子、晴、今夜地震、四五度、

四日己丑、晴、地震、二三度、

五日庚寅、晴、地震、一度、

六日辛卯、晴、今日地震、二三度、

七日壬辰、晴、今日地震、二度、

八日癸巳、雨、昏時晴、今日地震、晝夜五六度、

九日甲午、晴、入夜地震、三度、

十日乙未、雨、入夜地震、二度、

十一日丙申、晴、地震、一度、

十二日丁酉、晴、地震、一度、

十三日戊戌、晴、今日不地震、

十四日己亥、晴、入夜地震、一度、

十五日庚子、晴、申終刻雨、今日地震、一度、

十八日癸卯、晴、入夜雨、今日地震、二度、

二十日乙巳、晴、地震、一度、

廿一日丙午、晴、昏時少雨、入夜地震、一度、

廿三日戊申、雨、未刻許晴、入夜地震、一度、

廿五日庚戌、晴、地震、一度、

廿七日壬子、雨、午後晴、今日微震、一度、

廿九日甲寅、晴、入夜地震、

九月一日丙辰、晴、季秋佳朔、幸甚々々、午終刻參院兼日有召、侍從同

參院、頃之女房但馬被仰傳曰、去七月地震以後、度々伺候、苦

勞思召、到此節靜謐、依之白銀二枚賜之、畏拜受、侍從同賜

之、其後付女房御禮申入退出、同候、各同樣拜受、

五日庚申、晴、四辻大納言亭向、今日地震、二度、

七日壬戌、雨、巳刻許晴、深更地震、一度、

十一日丙寅、陰、巳刻許雨、入夜地震、二度、

十三日戊辰、晴、入夜月明、深更地震、一度、

十七日壬申、晴、戌終刻地震、

廿五日庚辰、晴、巳刻許地震、入夜又地震、

廿六日辛巳、晴、巳刻地震不少、(小)

廿九日甲申、晴、昏時雨、午刻地震、

十月一日乙酉、雨、辰終刻許晴、未刻許地震、

六日庚寅、晴、未刻、昏時地震、

十一月五日己未、晴、入夜地震、

六日庚申、晴、戌刻地震不少、深更微震、二度、

九日癸亥、晴、入夜微震、

十一日乙丑、晴、未刻許地震、

十二日丙寅、晴、戌刻許微震、

廿六日庚辰、晴、地震、三四度、

〔二條家番所日次記〕

文政十三年○天保元年七月二日丁巳、晴、今申刻比大地震、

但大地震後、明曉迄小動數度有之、其後九日曉迄、日夜數

度微動有之、九日寅刻、少嚴數動有之候事、

右地震に付、御機嫌御使御見舞、御使、文内、左之通相勤候也、

禁中、承り日野西前中納言殿、

申次 羽倉上總、

洞中、同藤谷大藏督殿、

同 畑 備前介、

大宮御所、同兩上臈、

准后御方、 取次 高木左衛門尉、

〔頭書〕

今日地震、寶曆元年二月廿九日以來之大地震之由也、

九日甲子、晴、今曉寅刻、少嚴地震、去二日來、日々地震、是方

十九日迄、日々不相止、猶十九日記、

十九日甲戌、雨、去九日方、至今日十九日迄、日々地震數度微

動有之處、今夜戌刻、少嚴相發候事、

〔内廻狀留〕

文政十三寅年八月三日、御用番周防守様江、左之通御届書差

出之、

私在所山城國淀、并領分、去月二日大地震に付、破損所之

覺、

一櫓二ヶ所破損、其外所々瓦壁等震落申候、

一城地構之塀一ヶ所倒、其外數ヶ所破損仕候、

震災豫防調査報告第四十六號

甲

一城內土藏一ヶ所破損仕、其外所々損申候、

一城外所々地割申候、

一大橋、先達而大破御座候處、地震に付、別條無御座候、

一小橋、間小橋、別條無御座候、

城州紀伊郡之内、

一國役堤崩一ヶ所、

此間數五十五間、

同郡之内、

一國役堤地割一ヶ所、

此間數三十間、

同州久世郡之内、

一潰家一軒、

一家中屋敷并長屋、數ヶ所破損仕候、

内

潰長屋、二棟、

一町屋、數ヶ所破損仕候、

内

池上町、町家一棟潰申候、

一家中町在怪我人、并牛馬損、無御座候、

右之段、在所方申越候に付、御届申上候、以上、

八月三日

稻葉丹後守

〔御當家年表〕山内侯爵所藏、

天保元年七月二日、京都大地震、川原町御屋鋪、伏見御屋鋪、大通院、三條様、藤波様、御輿御殿等、諸所破損、

〔文政雜記〕

文政十三寅年七月二日七ツ時頃、京地震荒増書取覺、

文政十三寅年七月二日申の刻、御太鼓打きる間もなく地震、先最初は大石に而も落候様成る地響いたし申候處、夫より

二足程も歩行申候間、ゆり出し、次第に強相成、御小屋内に

堪兼、庭へ馳出候處、番參(所カ)は勿論、鴨居壁等落候故、大小を抱

へ、御小屋内御藏前、其外高麗御門前、廣き場所へ走出候處、

御藏屋根瓦は瀧の如く落、壹番貳番參番四番引出し御小屋

小屋、住居并下陣等、一時にゆり潰し、高麗御門總銅の御門、

内へたをれ、續き御土塀、并御天守臺塀、所々たをれ損じ、御

堀端通り御土居、多分破れ、平地も所々七八寸位に割れ、夜

分杯は足をはさみ候位、御太鼓櫓脇石段雁木ゆり落ち、中仕

切御門臺續き石垣、四五間程拔落、西御門御燒失跡御門臺石

垣、所々崩れ落、西御門橋ねぢれ、往來も危く候間、おり／＼

出入留り、重荷杯は中々通路いたし兼候得共、飯米は無據品

御座候間、五升宛持入候様にと申事に候、夫方日増にねぢれ

申候に付、今日迄大手御門通用に相成候、扱北御門續き御土居上土塀石垣共、百間程、外御堀わたをれ、水溢れ出候に付、諸司代屋敷前通り、満水に相成り、往來出來兼候位之事、御廊下橋入口御門雙土塀、四五拾間程たをれ、東御門臺、石垣、所々はらみ、東御門大手後土塀、大體たをれ、御門臺に有之候御立物御道具外箱等、不殘亂崩れ、辰巳未申之御櫓江御移し替に相成、右御櫓も内外土落鉢卷等かけ落申候、御焔硝御藏、屋根瓦不殘落、稻荷曲輪中仕切御門、棟返り落、石垣も拔落、往來も氣遣敷體に御座候、稻荷曲輪與力小屋三軒潰れ、同心小屋は不殘ゆり潰し、同心は三人、間に合兼、押に打れ、漸々助け出し候由、先一命には拘り不申と申事に候、又稻荷社たをれかゝり、石鳥居五本、燈籠七八本も可有之哉、不殘ゆりたをし、小さくをれ申候、七ツ半時々、地震は先々軽く相成候へども、今日迄七日之間、始終地響いたし、其度々に所々壁瓦等は勿論、潰れ残り候御小屋々々、ゆり潰し、其度度に黒煙相立候ゆる、上下身を置候所無之、世の滅し候時節かと、各色を失ひ居候事に候、且御小屋々々の内、下々の者には、押に打れ候し者を助け出し候得共、步行出來兼候もの兩三人有之候、是は命には別條有間敷、戸板にのせ、寢させ置候、其外上下共、七日七夜之間、御小屋内空地、寄り集り居

申候、

暮六時頃、諸司代御見廻り有之候に付、兩御番頭も御出に而、御殿、金藏、御焔硝藏、御門臺、御櫓等、不殘御見分有之候に付、御城入有之候、六ッ御太鼓打延には候得共、諸司代五ッ時過に御城入に相成、九ッ時過漸相濟、右に付、六ッ御太鼓は八ッ時迄打のべに相成候、折々強地震有之候而、御太鼓坊主共大難儀、何茂覺悟仕、人心無之由、跡に而申聞候、尤成事に御座候、尤諸司代御城入に付、地役も不殘御城入、御門番も御門に相詰候由、夜中も不絶地響、不殘野陣いたし居候處江、諸司代、御番頭共御通り、御見廻りに而御座候、御殿向御天井、并御襖等、不殘損じ、御欄間御彫物等も落損じ候由、御車屋も瓦等落損じ申候、御城外地役不殘住居并門塀等ゆり潰し、諸司代屋敷、御所に至迄、餘程損じ申候由、御城外市中も、住居士藏等多くゆり潰し申候由、怪我人多く御座候、怪我人、町奉行江書上げ候由、町人共申聞候、怪我人千三百人、即死二百八十人と申事に御座候、土御門を諸司代江申上候由風聞仕候には、まだ是程の變事可有之候間、用心いたし候様にこの事に御座候由、右に付、御城外市中、多くは廣き所へ出居、今以夜も竹藪、或は御城下御柵内番場と申所へ出、野宿いたし居申候、

御城外ト通り石垣、總不殘はらみ、御土居通りは多分崩れ、地面は響割れ、五六寸又は八九寸位に多み割れ、此上大雨に而も有之候得者、割れ候所を水入、直に右石垣等も崩れ落可申哉と被存候、引出し御小屋表通り御堀端は、餘程ひび割れ、くぼみ候所も有之、日増にひび割れ、通路も不安心に御座候、今八日迄、七日七夜ゆり居候間、一統人心地なく、變事を待居候様に御座候、日々潰れ残り居候御小屋々々は崩れ、其度度黒煙立、一統總立に居候事に御座候、其上誠に兩三日中は、炎暑強御座候而、堪兼候事に御座候、四時頃を八時半頃迄之内は、何茂御土居松の木の下に而、このぎ申候、實にあわれ成事、中々筆紙認兼候事に御座候、

扱誠に理外之事と申は、御小屋内に井戸四ツ有之、内三ツは地震後、ごろ水に相成、中々呑候様には無之候處、残り一ツは、常に水悪敷井戸に御座候處、地震後俄に清水に相成、其上水十分にふへ申候、是等は一向に分り不申事に候、右之地震一通り之事には無之、今日迄地響さいたし居候は、近國之山に而も燒候事と存候、然共今日迄十日相成候へ共、一向山燒候沙汰も無之、分り兼申候、大坂々は早速便り御座候所、大坂は一通り之地震と申事に候、道中筋は本番取手返し(所カ)に登り候山角主税、土山宿止宿に御座候處、彼地も一通り之地震

と申事に候、伏見邊迄強くゆり候様子に御座候、何れ京地方は西北に當り、日々地響いたし、ゆり出し候間、越中立山、丹波龜山邊に而も、山荒に哉と、一統推察いたし候、又若狹邊大津なみにて、今以波おさまり兼候哉と申事に候、若州邊三四里間、沼に相成、人家夥敷潰申候沙汰に御座候、丹波龜山之城、并城下共、近國に而は一番強く當て申候由、續き候而は二條御城と申事に御座候、山荒之沙汰も、十日餘に相成候得共、慥成事も知れ不申候間、左も無之事と被存候、今十二日迄、日々地震いたし居候間、何れ變事と奉存候、御城内兩御番頭、兩組頭、并御番衆、兩與力迄に、少しも別條無御座候、

七月十二日認める、

右は、二條在番之御番衆より、認越候書面、借り寫もの也、于時文政庚寅八月廿一日夜、

丹波園部藩、江戸表書狀差越候趣拔書、

當月二日、老人も不覺大地震、龜山は園部方は強く、坂部之立關庇損落、御城内にも少々宛は破損有之候得共、爲差儀なし、町東の入口御番所、高塀共倒れ、栢原三宅町中に而、廿五軒倒家有之、死亡四人、怪我人貳人と申御届に而、京地は上京、外京、伏見邊、愛宕山、別而嚴敷御城内外、御所、御破損所

多、堂社佛閣、入念候普請、新敷丈夫成る建前程、別而大破倒潰れ、微塵に相成、兼而之損家古家等は、却而破損輕相濟由、江戸の様成手弱き建前、龜末成る普請之仕方、地震之爲には宜敷事由に候、大井村御茶屋、瓦屋、新普請、丈夫に七八年以前出來候故、餘程損候由、室河原、長堤之上、十二、三間之所、地上、裂割申候、其外在町無別條、御館内等瓦屋根之向、御焔硝藏屋根瓦二百枚程落、都合瓦五千枚損、建前向少々宛之損曲りにて、御家中無別條致安心候、

清水御殿伏見宮老女よりのふみ、

七月九日出、

返々めで度し、

殊の外残暑つよく御座候へ共、いよゝ、當御地御揃あそばし、御機嫌よくならせられ候御事、御めで度あり難がり存候、左様に御座候へば、當月二日、けしからぬ大地震に而、其御地に而聞せられ、嘸々御おごろきあそばし候御事、御案事思召候、御當地はことの外御築地内始、大るに、あれ參候へ共、此御殿御揃あそばし、御格別の御障り様もあらせられず、御朝夕の御膳も、毎々御手附せられ、御機嫌克成られ候儘、御心安様に思召せられ、其御地に而は如何あらせられ候や、とりとめ不申候へども、六月晦日には少々地震の

様にも聞せられ候、猶御委敷聞せられ度思召候、當御殿、二日七ツ頃より御藪へ成らせれ、晝夜御あかしあそばし、(誠)ま事にま事に御めづら敷御事、御おごろきあそばし候御事、御揃遊ばし御別條もあらせられず、(候脱カ)御格別の御働様もあらせられ候、御案事遊ばさせられず候様、よろしく御申上被成候やうにとの御事に御座候、二日より九日迄の處、今以日夜朝暮、大小度々ゆり、きびききのも御座候、輕きのも御座候へども、一日中に十二三度もゆり、こづまり不申、何卒々々、はやくこづまり候様にと思召候御事御座候、まづ、右の段、御手前様がた迄申入參らせ候、必ず、御案事あそばぬ様、何も、よろしく御沙汰の御事、御たのみ申入參候、いまだ殘暑きびしく御座候まゝ、随分々々御用心被成候やうにとぞんじ參候、めで度し、

茶地

初

八重園様

藤むら様

人々まるる、

(健齋叢書)

二啓申上候、○以下、原書缺ク、

當表儀、去二日晝七時何のけしきも無御座候處、大地震有之、

## 震災豫防調査報告第四十六號

甲

一統驚き居候處、引續ゆり直じと申候て、誠に筆にも難盡  
 嚴敷地震に而、實以家潰れ此儘死事哉とおもひ候し許にて、  
 生而いる心持なく、誠にく、何れも青き顔に而候、乍併御店  
 之儀は壹人も怪我人は無御座候、家藏共無御別條、全神佛之  
 御蔭と一統大悅仕居候、此段御安心被遊可被下候、世間は藏  
 など夥敷潰れ、壁之落たるは數不知、四角ヨスミより中迄見江透申  
 候、其外中損事は、大體家並の事也、端々にては家なども潰  
 れ候事夥敷事也、京中に少も損不申所と申は、一家も無之  
 候、誠にビツクリ仕、即死致候者やら、家藏などの下に成死  
 者、其外鳥井(居)又は石燈籠石碑などの下に成、即死致し候もの  
 澤山有之、怪我人難盡筆夥敷事に候、身持女など拍子に出産  
 致し候ものやら、病人などは日に當り死もの夥敷事、尤時刻  
 柄に而湯へ入居候處誠に夥敷、男女とも丸のはだかにて門  
 江出候者なども有之、又飯椀はしなど持、其儘門へ出候者や  
 ら、時刻がらにて誠にいろく、其後小さなゆりは時々  
 有之所、同夜四時、誠に強きゆり有之、驚心痛而已にて候、乍  
 去(壹カ)貳度めの様には無候、今に到り小さ成ゆり、半時々々位に  
 有之候、年代記には八十年前調度(ト)か様之事相記し有之候、御  
 店儀も二日夜は、只々壹人も寢候者無之、漸々夜八半時頃  
 に、子供許は臥申候、最早角前位を年行候者は、何れも青き顔

に而夜を明し申候、三日朝々町眞中江疊杯を引き出入(居カ)候者  
 八九分有之、尤も晝夜共右の仕合、誠に非人同様之譯也、二(三カ)  
 日朝頃々大地震の跡は火事ジャがと申て、銘々其用意を仕、  
 二條河原、近在へ引越候もの數多、雷歎大雨にても有之候は  
 ば、夫にて心納り候へ共無其儀、雨は誠にしるし許四日夜七  
 時に降申候、今朝を先少々世間納り候得共、所によりては道  
 具など迄、今に至り近在などへはこび居申候、誠に夜は夜露  
 に打れ、晝は照付られ、今に折々ゆりは有之候、火事の取沙  
 汰仕、實に心落付兼、世間一體困り入居候、御店之儀は、三日  
 夜々通例に寝り申候、一夜も門には寢不申候間、丈夫に候  
 へ共、世間には病人多出來、困り入居申候、何卒ゆりも早く  
 相止、無別條納り候様而已祈居候、京中に石燈籠、石碑、鳥居  
 其儘有候所、壹分通迄も無御座候、半潰のため藏なども折々  
 のゆりに追々傾むき出しには不行、誠に青き顔の家多御座  
 候、京都并丹波の龜山、大荒に御座候、大津伏見などにも家藏  
 なども潰れ候處も有之様子なれども、格別の事は無之嘶也、  
 東は江州、北は若狹、西は丹後、南は大坂、夫々内の荒に御座  
 候、大坂なども誠に聊の地震に御座候、中々筆にも任ぬ譯御  
 座候、右に付大工手傳、左官手間代、凡日々拾匁位、夫にても  
 中々用意に手廻り不申候、御店儀は格別之損事無之候、先は



荒増右之段申上度、誠に取紛、前後大亂筆、當字眞平御用捨願上候、早々以上、

七月五日

同

次郎兵衛  
市郎兵衛

白木屋吉右衛門様  
清藏様  
庄七様

別紙を以申上候、然ば當月二日夕七時、京都伏見大津邊大地震、引續一昨十四日迄、日々晝夜震動いたし候ては地震致し、貴賤上下一向安き心も無之、何れ大雨に而も無之内は、相止申間敷と風聞に御座候、誠に京洛中洛外とも、目も當られぬ事ごもに御座候、

一御所内も殊之外大破、外廻り築地は不殘相倒、二條御城御堀石垣崩候て、拾間餘之場所丸に堀へ打込、兩御番頭の御小屋不殘相潰、御番頭も野宿同様、且御番衆御小屋七十軒餘震潰し、中々二條御城内外の破損許にても、容易不成事に候、大手御門も震倒し、石垣崩、通路難成程に有之、大手先、大地十間餘、幅壹尺餘割、泥を吹出し、其外神社佛閣、洛外圍土塀之分、不殘打倒し、洛中洛外土藏一ヶ所も無難之分は無之、寺社之内には佛光寺門跡は丸々打倒し、中々筆紙に難盡事に御座候、洛中洛外上下男女ごも、夥敷怪我人即死人も有之、翌三日と六日迄は、上下住宅住居不相

成、不殘往來又は空地へ野宿致し、三日之間は晝夜の差別なく、泣悲其聲、野山に響候次第、扱又右之通に付、井水不殘泥に相成、川水も同様にて、殘暑強折から、香水に差支、上下共大難澁、飯焚にも竈不殘打碎、用立不申候、いづ方も土間を掘候て焚候次第御座候、追々白米も盡、町家などは玄米炊候て給續き申候、右の虚に乗じ、盜賊徘徊致し、其上晝夜火の元相改候へ共、ごかく出火時々出來致し、中寺社の破損、其外巨細には書取がたく御座候、

一土御門家、日々吉凶奏聞有之、當月二日は、いづれ天災有之由、多分地震に決可申由、御申上有之、二日早朝も御參内内之、地震に相違無之由被遂奏聞候に付、御所内には、夫々御用意も有之由、依怪我人等壹人も無御座候、兩御所にも御庭江御立退被遊、萬端相整候に付、土御門家大評判有之、且諸可代には地震前刻より御參内、地震始り候と兩御附町奉行衆にも御參内、同夜明七時、御引取之由に御座候、

一此度當地の大破、不容易御入用に可有之、何れにも御老中方御上京も可有など專風聞御座候へ共、一昨日迄も地震相止不申候、當時所々御祈禱被仰出、土御門家、伊勢、春日の神主、御所江被召出、日々御祈禱有之候事之由御座

候、

一字治川通、堤は不殘相割、一向堤の形も所に寄ては無之場所も出來、此上大雨出水に而も有之候へば、是又大變と何れも心配仕事に御座候、

右之外、餘文略申候、京都々來候事、

土御門々牧野伊豫守殿嫡子佐渡守へ消息之寫、

七月二日申刻、大地震、御所様方、御殿、御築地等大破損無之、難有事に候、御築地棟瓦大半落、少々は破損も有之候、二條御城矢倉少々損じ、高堀大半破落候よし、大佛之釣鐘落候よし、石垣大石、所々ゆるぎぬけ出し候よし、

但し御城已下、傳聞風説不慥候、尤御城伊豫様御在番中ならば大御心配、今年の變事は、御安心と存候、

其外之寺社、破損推而知べし、但運次第輕く響候所も多有之よし、

御所之内攝家方、宮方、公家衆屋敷、大破損は無之候、築地の崩所々、小屋之破損も大方同様に候、町家通筋大家はゆがみ候程にて、大破損無之、小家は所々潰れ候所多、土藏は大半破損多候、

一此方屋敷西表門側築地壁無難、東南北三方築地壁、大半破壞、

玄關響強あたり、内玄關は小屋にて屋根落候、土藏、寶藏、米藏、少々あたり、

奥之藏二ヶ所、一ヶ所少々あたり、一ヶ所は大あたり、

但奥二ヶ所の藏、先月より根繼致し、柱、根太丈夫、壁落候ばかり、いづれ修覆場所、其已前にて仕合に御座候、北の隠居、小屋ゆる少々あたり候、

用心の爲、尤無人ゆる、南の本宅之方に集相凌居申候、近々修覆、地震も治り候はゞ可歸と存候、何分一統無恙相凌候て、無驚動氣丈に罷在候、御安慮可給候、全以運よく候事、大慶存候、

一家親類衆屋鋪、少々違は有之候へ共、大抵同様に大破損はなく候、

庭入道様も無御障候、土御門殿、倉橋殿、岩倉殿、姉小路殿、いづれも家内無障、氣丈にて候、破損は相應一統之事に候、

町屋土藏にうたれ、河邊小屋潰れ、怪我人多候よし、運次第たすかり候ものも有、何分大變、御推察可被成候、

一大坂は輕く候よし、二日申刻、京と同時よほどの地震夜中二三度小地震にて相止候て、破損候事は一切無之由、大安心被

成候様にと存候、

京都殿敷事案じ候て、岩右衛門、孫岩之助三十餘之男登じ申候、

一昔寶曆元年、

寛延四年二月廿九日未刻、○寛延四年ヲ改テ、寶曆元年トセリ、

京都大地震、

翌日三月朔日、二日迄は、震動有之候様に傳承候、

至于今年八十年に成、今度は其度より甚嚴敷と存候、先最初の震動甚嚴敷、家も打碎き候様、度々響大ゆりの間、暫驚てん、た葉粉なら三ぶく程の間あされ居申候、大ゆりすみ、小ゆり度々、庭へ出集相凌候、暮頃迄は大の次の大ゆり三四度も、夜中は次の大ゆり二三度、中ぐらいのは五六度、小ゆりは數しれず、但次第に軽く間遠に相成候、

庭の東ついち崩、隣竹藪へ通行自由ゆる、又ギチ／＼鳴候はゞ、藪へ行候心得、行ずに相濟候、

三日朝方間遠には候得共、中ぐらい強の四五度、小ゆり十四五度もゆり候、最早なれ候て、三日は本宅へ集り、強くゆり候はゞ藪へ行積り、行に及ばず、夜も小ゆり度々ながら、夜中頃方座敷にてよく休息いたし、四日は又輕ゆり、間遠ながら中ゆりも有、不安心にて候、五日、六日も同じ通、

天保元年

六日は大かた静り候様に存候得共静らず、七日は大かた静り候やうにて、二三度はごゆり、夜中も明がた小ゆり強かた一二度にて、今日八日朝方ゆり申さず、よろしくと存候處、午の刻比中ゆり、小ゆり、小ゆり度々、さて／＼／＼果しなき事、夫々只今此文かき候うち、申刻比迄はゆり不申候得共、此間々のゆり納らぬ次第なれば、小ゆりは今一兩日もゆり候半、さて／＼安心成がたくとぞんじ候、併大ゆりは初め一度にて御座候、よもや大ゆりはなすと存候て、先案じ不申候、其地へも追々聞え、さぞ／＼御案と存候まゝ、明日九日にはたより八日切に而出し候様に申付參候まゝ、大無事御安心可被成候、此通御兩親へ御申入頼入候、藤太夫始梅も猶も、さぞ／＼心配と存候、宜御申傳頼入候、又々能々納り候はゞ、早々文にて知せ候半と存候、以上、

七月八日申刻認め候、

松陰

佐渡丸ごのへ、

〔甲子夜話〕

七月ノ半バ、或人云、京師大ニ地震、屋宇多ク破壊ニ及ビシト、予問フ、皇居ハ何カニ、答フ、禁廷モ亦同ジト、予歎ジテ、ウタテノ變カナ、聞ニモ忍ビズト云タルニ、又ヤゴトナキ方

震災豫防調査會報告第四十六號

甲

ヨリ、斯ト言贈リヌ、

此度京地震沙汰、様々之風聞に候中、別紙先得實候哉と聞  
へ候、因て上申候、如例追々御編録候得かこと存候、

當月二日七ツ半時頃、京地一體大地震に而、御所向、御築地  
屋根石垣迄破れ、其外堂上方、圍筋塀過半崩倒、禁裏仙洞内び  
さし總體、物置等は崩落、其外堂上方にも、玄關座敷向、天井  
落候場所も有之、寺町御役宅、二條御城内外圍共崩落、石垣崩  
れ候場所、西御門崩、其外御番衆御長屋向等悉大破、崩倒候場  
所も有之候、其外諸司代屋敷組共、何れも外圍土塀坏過半崩  
倒、組之者圍坏は、八百間餘も崩候處有之趣に御座候、其外町  
方に而も、長屋、土藏、塀、高さ古二階坏は、悉く崩候様子御  
座候得共、表通に而建込候堅き家居は、格別之痛も無之様子  
に御座候、町方に而は、昨日迄は又々ゆり直し有之坏申、外江  
疊を出し、戸障子に而屋根を拵、夜通し外に居候ものも相見  
へ申候、怪我人も餘程有之候由に御座候得共、夜分に而も候  
は、大造之怪我人も可有之奉存候、定而江戸表に而も地震  
有之候儀と奉存候、未信州之沙汰も無之候得共、淺間山燒に  
而も有可之哉、今曉方より少々雨有之候得共、未鳴止不申、  
恐候儀に御座候、  
禁裏庭上、其外御城外町方に、而も、大地、二、三寸より、三、四寸位

迄割候場所、有之、扱々大變之儀に御座候、

文政十三寅年七月四日

右、京都詰御普請役大木三七郎申越候由、

コレヲ見テ、勿體ナキコトナガラ、平安城トサへ申奉ルニ、  
コノ如キ體ナルハ、近頃伊勢ノ太麻、四方ニ降リタルト云コ  
ト、祥瑞ナリトテ、數十萬人ノ彼地ニ群詣セシモ、驗ナキニ  
ヤ、澆季ノ世風、神佛ノ冥理モ盡果タルカト恐ミ懼テ、半信  
半疑ナリシガ、其後浪華ノ邸ニ留守トシテ置シ家臣<sup>藩生</sup>某ノ、  
壹岐流人ノ官事ニ就キ、京尹ノ所ニ至リ、三條柳馬場ナル予  
ガ臣栗林某ノ宅ニ寓セシニ、計ラズ此變ニ遭テ、江都に云遣  
ハセシ消息アリ予コレヲ觀テ、始テ信ジ且ツ駭ク、廻玆ニ筆  
ヲ下ス、

其文、

七月二日、少々曇日和、夕七ツ時頃、座敷に而覺兵衛兩人咄  
致居候處、風と鐵炮之音致し、家を持ち上げ、下たに落し候心  
持に而、一トゆすり震り候故、兩人、是は地震に而可有之哉と  
申居候處、直様北之方方大神鳴歟石火矢之音、地中に響き來  
り、直に大地震と相成、家の内土煙を立て、鴨居等も振落し、  
壁は悉く震り崩し、何分座敷江被居不申、思はず庭江飛下り、  
植木之松の枝江しがみ付居候處、庭之前江有之土藏、半分崩落

ち、椽先江有之候大石燈籠震崩し、大石之手水鉢脇江持直し、其震動鳴渡る事、難述言語、大體たばこ四五服吞候間、右之通に而、何れも夢中、暫して漸く鎮り、其時家内目と目を見合せ、小聲に而、是は大變申居候内、又々雷鳴之如く響き來り、直様震り出し、夫々は始終震り詰め、尤煙草一二服位宛之間置申候、何れも泣やら、念佛やら、逆も助り不申逆、覺悟を極候風情、扨庭江居候而も、如何様之變歟可有之哉、何れ小屋根之下可然逆、皆々茶室江はいり居候得共、是も後口の方江、隣家之士藏有之、若哉崩れ掛り候而は、夫迄と何れも懸念、其後は矢張座敷の方、二階も無之に付可然逆、勝手の方疊を悉く揚げ、片々に拾五疊位宛重ね、其上に長持棒様之物二三本並べ置、其下たにはいり、夜明し、打臥不申、翌日も同様震動する事、絶間なく、始終石火矢か神鳴かと申立候、地中に響き渡り、物凄き事無譬方、今一ツ初め之如き大地震致候得ば、忽洛中將某倒しに敷殺さるゝに無相違逆、家内之者は愁歎しきりなり、然る處、夜半頃、少し間遠に相成、翌三日、四日、晝夜同様、尤次第に大震りは稀に相成候得共、鳴渡る事同様也、三日朝方は、町家一統、市中之真中に疊を敷、雨覆を拵、其中江家内不殘晝夜共に住居、不寢番同様致居候、諸所家潰れ、即死も餘程有之、怪我人は夥敷由、翌朝覺兵衛居

宅之前を、駕或は釣臺に乗せ、又者脊負候而、療治江連行候由、扨亦四條下る所、松原と申邊には、三日の夕、火柱落候旨に而、京中大火と申觸し、何れも火事裝束致し、出火を相待居、扨又家内不殘外江出居候事故、明き家同前、夫故盜人屋根傳ひに徘徊致候と風聞、因て盜賊用心、火之用心に而、六日迄、都合五日之間は騒々敷、難盡筆紙候、右大震之節、四條河原江參り候はゞ、茶店許に而、兩川端江外家も無之、勿論大木逆も無之事に付、可然共申談候得共、若哉地面割れ、焼け土か洪水に而も吹出候而、怪我等致候而は、却而外聞惡敷可有之逆、相止め候處、則右川端邊、餘程割れ候所有之候由、清水邊は以之外痛み、地面も開ざさ、名瀧杯も損候由に御座候、伏見邊も同様、淀より下もは、次第に軽く、格別之儀無之候、大地震之節、淀々上に川船登り居候處、俄に川水屏風之如く建て切り來り、船ぐるぐと廻し、其後蘆之内より、大造之音に而土煙吹出候旨に御座候、御所、二條御城杯者、不怪御破損に御座候、御所司代御屋敷、町御奉行所等、勿論大損じ、是より十年不致候而は、元之京都には相成不申と申風聞に御座候、只今に相止み不申由、何れ何方か焼出し不申候而は、鎮り申間敷旨に御座候、扨々珍敷事に御座候、此段荒々認入候、已上、

コノ後、八月ノ始メ、林子、隱莊ヲ訪ハル、話説地動ノコトニ及ブ、林子廻懷中ヨリ京屋敷家臣ノ文寫トテ出シ示ス、曰フ、コレヲ視レバ、京地モ處々ニヨリ輕重アリシナラント、林子ノ京屋鋪ハ、錦小路ニ在リト云、其文、

此前條、常之往復之文談故、略之、

當七月二日、申之刻頃、京都大地震に而御座候處、御所邊、并二條御城邊、上京、下京共、殊之外所々破損に而御座候、怪我人多分御座候趣、并死人等も俄之事に御座候故、有御座候由風説に而御座候、誠前代未聞之事に而御座候、右二日申之刻、兩度大地震に而御座候處、夫々次第に減じ候得共、其節は晝夜暫時度々震動仕候、今日迄も未だ晝夜何時共限り不申、地震に而御座候、併次第に輕く相成申候得共、今に相止み不申、何角不平之心得に而、困入申候儀に而御座候、此五六日前々、地震は追々少く相成申候得共、雨に相成、今日も相續き降り申候事に而、濕等に相成可申哉と、作方之所不安心仕候、何分此節は時候不揃勝に而御座候、何卒此上泰平を奉祈候儀に而御座候、右に付、京御屋敷、所々大破損仕候、表御門、石控柱兩方共、右地震に而ゆり折れ申候程之儀に而、一體是迄追々御破損に向ひ御座候處故、此度之仕合、尙々痛強損申候、併御門、御高塀等、相倒れ申候儀は無御座候、御立關

始、所々敷居、鴨居仕組等もはづれ、其外壁瓦等も損申候、圓之丞所持仕候添土藏も、ゆり崩れ仕舞、心配仕候、御屋敷建物之儀、右二日後、今一應同様之地震等出來仕候得ば、建物相續無覺束、旁以心配仕候處、同三日、二之瀨村々、今江惣七、松本平馬、并役人共、見舞旁能出候に付、村人足之儀申談置候處、同四日、五日、人足差越吳候に付、當座之取片付け、并此上損不申候様之用意、假柱夫々取扱仕置申候儀に而御座候、此度之儀に付、二之瀨村其外村方、伺出候者も御座候、右に付取扱方、并京御屋敷臨時御失却之次第、重便に委細奉申上候間、此段御承知可被下候、併京御屋敷内、怪我人等は無御座候、此段奉申上候、

二之瀨村儀、同様右地震に御座候得共、當地程には無御座候趣、祝園、山本兩村邊も、二之瀨村同様之次第に相聞江申候、二之瀨村御堂御安泰、恐悅至極に奉存候、且今江惣七方申出候は、大地震に御座候に付、三哀堂之角之所少し損、并御入口しまり戸も損相見江申候との噂に御座候、右者、少分之儀に而御座候得共、追而御修覆、惣七方申出候節、尙亦取調御伺可奉申上候、此段御聞置可被下候、此下之條々、別事故、略之、

寅七月廿一日

松本圓之丞

太田與右衛門殿

内田聞多殿

味岡 競殿

林子又曰フ、或人ノ京狀ニ、近頃有馬山火ヲ發スト、有馬ハ攝州、京師ト遠カラズ、若クハ是ノ爲ニ硫黄ノ氣發動ニ因リシカ、サスレバ前條御普請役ノ書狀ニ、淺間山燒ニテモトアルハ、淺間ハ有馬ノ書誤ナルカト、

予案ルニ、有馬山ハ有馬郡ニ在リ、有馬郡ハ攝州ノ西方、京城ノ地ハ、山州愛宕郡中央トスベシ、大抵相距ルヲ十四五里程ナルベケレド、地脈ノ通ヘル所アルニヤ、丹波モ地震強ク、又其内ニ震セザル所モアリト聞ク、コレモ皆地脈ノ貫通アルナルベシ、浪華ハ、浪華ヨリ有馬ニ到テ十里、震スルコト無キ、(シカ)同國ニテ不審ノヤウナレドモ、地脈ノ通ハザル故ナルベシ、地圖ニ因テ看テモ、浪華ハ淀河ヲ阻テ、別ニ一處トナリ、河州ニ接セリ、是等ノコト、尙其詳ヲ得テ考ル所アルベシ、

○林子ノ書狀ニ、京震ノ事、所々ノ文通ヲ書アツメ候モノ、子弟ドモウツシ置候冊、例之冊へ御移記有之爲、サシ上申候、尤原本寫アシク、甚ヨメガタク、其マ、ニ寫候事之由ニ御座候、

町奉行松平氏書狀寫、

天保元年

追啓、去る二日、御修覆所小屋塙爲見廻、直に罷出可申と存候處、門ゆがみ、一向明不申、かけやにて打明け、漸出候仕合、誠に前代未聞の仕合に而御座候、右之通損じ有之に付、俄に伯耆殿、御城入に而御見分有之、六ツ之御太鼓は、四ツ時過迄打延し、二日之晩は、一向伏り不申、餘程之珍事と存候、以上、

一翰令啓上候、御揃彌無御障珍重存候、自分儀も無異儀令在勤候、扱又去る二日書狀差出候後、左之通大地震に候得共、御役宅一同、怪我等無之、大安心いたし候、心易可被存候、

七ツ時過、輕き地震二ツ、引續丑寅之方と覺申候、震りも不致、唯一度に突倒し候様に而、鴨居縁はづれ、壁を落し、棚に有之物は不殘振落し損じ、庭江出候處、一寸位ひどわれ、泥を吹出し、昔咄には承候得共、誠に今度初而右體之仕合に候、御役所立關脇も(にカ)當番所と唱申候與力同心詰所張番所有之、右天井落、壁も倒れ、潰れ不申と申許之體に成申候、

○白洲之障子坏破れ、七寸程ゆがみ、潰れ不申と申許に成申候、

○同役方は、白洲は震つぶし、家内之住居天井落、其外兩御

役所も土藏は不殘大破いたし、夫々少々宛震詰に而、二日より今以止み不申、昨日迄は晝夜に百度餘も震候哉、一夜杯泊之者、暮六ツ時頃々玉附いたし候處、四十九度許に有之、乍去今日は大に間遠に成儘(候脱カ)、追付治り可申候、先々安心いたし候、

○今日は雷氣有之候得共、發兼、空殊の外もめ、地震は入交り雷鳴有之、此上は大風雨にも可相成哉と存候、

○愛宕山、并嵯峨之山、鳴候而は今以地震之如く、右砂石等ころげ落候由、今朝角倉帶刀忰鍋次郎、地震の安否承に參、右之趣咄申候、右之様子に而は、若哉右之山之燒泥に而も吹出可申、扱々心痛いたし候、

○二條御城、四方之御土居襟通り壁落、東御門御石垣、一ツ五十人持位之大石、皆震出し口明き、御門はゆがみ、西御門は御屋根落、北手御土居五間、南之方三十間許、御城内江倒掛り、北御門脇より西之方御土居五六十間倒れ、御石垣廿間許御堀江くへ込、右に準じ御城内、殊之外御破損有之、誠に大造之御修覆所に而、御入用何萬と申事にも成可申哉、

○市中杯潰家夥敷、死人怪我人は存之外少々、夜中ならば怪我人も可有之候得共、晝之内故と見江申候、晝夜震詰故、

町家に而は宅を出、通りに一同出、夜分外に而凌候仕合、火事同様之事に候、御所之御築地杯、大造之御破損、其内仙洞御構、別而御損じ強、禁裏常御殿、餘程之御損じ之由、御修覆申立も可有之、誠にあきれ候許之事に御座候、種々申進度候得共、日々御修覆所江出、八ツ時過に歸宅、夫々御役所之御用向取調、草臥、荒々申進候、以上、

七月五日

いせ守

左金吾殿

尙々折角秋暑御凌可被成候、前文地震、大坂杯は常體之地震二ツに而濟候由、先日其地江下り候組同心、草川吉左衛門、去る二日、石部に泊り候由、少々許之地震と申候、此節勢多之橋御修覆に而組之者詰切居、右よりは格別之儀も無之、損所も無之旨申越候、南都に而も同様之由、先當地のみ之事と見へ申候、

只今目付方々風聞書差出候處、若狹國、名所不分、十八ヶ村程、津波に而海に成候由書上げ候得共、誠に風聞許之儀に、而、取留候事には無之、纔に十八里隔り候事故、今明日中には實否分り可申候、其地は定而別條無之儀と令遠察候、已上、

京地在番先々同苗半七郎江到來書狀寫、



以別紙申上候、其御地彌御機嫌能成御座、目出度御儀奉存候、然者當月二日、朝々殘暑難凌候處、夕七時打候節、辰巳之方より地震いたし、煙草一ぷく程之間に、御城内大半ゆりこわし申候、私儀は上下共、聊別條無御座候間、御安心可被下候、相番共も同様、一人も怪我無御座候、下々は長田龜吉親方、下陣みぢんに相成、梁に足をしかれ、其上江壁落埋れ候を尋出し掘出申候、先々今日之様子に而は、一命に無恙御座候と申事に御座候、此外野邊安之助家來兩人、是又埋られ申候處、掘出し申候、是は餘り痛不申、行々は全快可申と申事に御座候、

下陣みぢん成候相番、

長田龜吉 杉浦八次郎 伊東源之丞 高橋平吉

山崎權之助 大久保久六郎 永井廉八郎 岩下又四郎

野邊安之助

右九人也、

自分住居つぶれ候相番、

木部長次郎 下陣不殘 堀江新三郎 同斷

伏屋吉十郎 同斷 林 平八郎 同斷

右四人也、

右之外、久保、桂山兩伴頭も、住居成がたく、天井皆落申候、

外相番不殘大破に御座候、先かなりに被住候者は、

南條太郎兵衛 松平次郎左衛門 福井小十郎

宮重傳六郎 向井伊織 赤井次兵衛

西山繁兵衛 長崎金左衛門 岡部小野右衛門

山口四郎左衛門 柴山十兵衛

右十一人に御座候、

誠に私儀は仕合に而七時打、餘り暑さ凌がたき故支度仕、大  
小差居候處江右之儀、夫に而も下駄はき候間無御座候、家來  
晝寢候を引起し召連、はしだに而木戸際迄出候と、直に床の  
間瓦屋根壁共、一度に崩れ落候、一足に而、主従共一命失ひ  
可申程之怪我仕候事に御座候、其上不思議に而口口等も私  
許少しも痛み不申、誠に神佛之冥助と、難有仕合、心根にて  
つし申候、其御地に而も、神酒成共御上げ可被下候、

御城も西東北御門、不殘致大破候、高麗橋御門たをれかゝ  
り、四方御塙、大半崩れ倒れ申候、

御殿御つひじ、御米藏、不殘むねくじけ申候、御金藏屋根、皆  
ふるひわれ申候、御天守臺中仕切、又は入口御門石垣、上中  
ともはじの所ぬけ出し、御堀又は大地江ころげ落申候、稻荷  
曲輪などは、おそろしき事に御座候、稻荷石鳥居、御存之通  
り五ツ大きな立をり候處、不殘折れ申候、御燔硝藏石だゝ

み、皆崩れ落申候、赤鐵戸ねぢきれ申候、與力小屋、不殘みぢ  
 んたをれ申候、同心小屋も同様に而、同心は三人怪我有之、一  
 人はぬひ候程之事に御座候、併一命にかゝり候程之事には  
 無御座候、右に付、一昨二日夜、相番不殘、御米藏前に野陣を  
 はり、組頭衆よりかゆをいだし、上下共一夜あかし申候、夜  
 中震動、昨夜迄相止不申候、今朝も少々宛ふるひ申候、乍去  
 私などは、小屋江引取申候、右に付、一昨二日夕六時御太鼓、  
 打延に而四半時過迄打延に御座候、諸司代五時登城、四半時  
 過退出、

御殿御城并御櫓、不殘見分、小屋々々同斷、昨曉七時、江戸早飛  
 脚出立に御座候、昨朝は番頭、小屋見分御座候、斯様之地震  
 は、實に當地に昔々無之由、大地、皆五六寸程つゝわれ申候、  
 御堀端は地、三四寸もくぼみ申候、委敷儀は跡々可申上候、御  
 所中も大破之由、其外共昨今承り候ひま無御座候、先は無難  
 御案事被下間敷候、御小屋大破(こカ、付カ)に相番共私方へおしこみ、大  
 取込故、早々申上候、以上、

七月四日

長崎金左衛門

半七郎様

京都町奉行小田切土州家來々、差越候書狀之内、地震一件  
 書拔、

其御地兎角不順氣之由被仰下、何分御凌被爲在候様奉存候、  
 下り後は御地も色々之事共、逐々承知仕候、當方に而も順氣  
 不宜、夏前は降勝に而、土用に相成凌宜、土用明候て却而殘暑  
 強罷成凌兼申候、一體當方は雷鳴強方之由、皆々申候得共、  
 當年只今に至、一向雷無之天氣續に御座候、然處一昨二日申  
 中刻頃、俄之大地震に而引續二度之震に而、後之方別而強く、  
 上下共不殘庭并外江(驅)缺出し、相凌申候、奥は旦那被居候座敷  
 入側、天井不殘落申候、其外所々壁落、白洲は不殘より倒し  
 申候、乍然上下とも、一人も怪我は無御座候間、此段は御安  
 慮可被下候、右地震後、折々晝夜とも、少々宛震、其度々少々  
 宛震動之響き御座候而、一昨日より今日迄も其氣味御座候、何  
 か御安心成不申、一昨夜、昨夜共、宅には引不申候、長屋前廣  
 場江竹に而圍仕、建具、桐油之類に而家根にいたし、一統野宿  
 仕候儀に御座候、七八十の老人も、此度之様成儀は覺不申由  
 に御座候、二條御城、西門并石垣、ゆりこわし、御城内餘程損  
 じ、八九人も怪我人御座候由、其外市中倒家、并損所數多、怪  
 我人死亡も、昨日迄十貳三人許訴出候、扱々珍事に御座候、  
 此度留守宅江幸便御座候間、此段申上候、定而大造成評判可  
 仕と奉存候間、實事不取敢申上候、御安慮可被下候、大坂表  
 之方は、左程にも無御座候由、江州路も世多邊まで強御座候  
(瀬田)

由之趣御座候、左候得ば、先山城重と相見得申候、右之段申上度如此御座候、以上、

七月四日

忠右衛門

要右衛門様

大御番與力渡邊久右衛門宅狀寫、在番也、  
<sup>新七郎も</sup>

扱此地、二日七時過、夜食たへ候而、新七郎兩人一同に居候節、大地震ゆり出し、早速外江にげ出し申候、兩人初、亥之助、鍵次郎、龜吉、清藏共、無別條にげ出し申候、此方御仲間同心中共、少しも怪我いたし候ものは無御座候得共、外にては御小屋ゆりつぶし、けが人もおほく御座候、先々當方に無御座、目出度存候、しかし夫よりたばこ五六ぶくたへ候ほどづゝ間あり候而、少々づゝゆり申候、今日迄三日三晩、おり／＼ゆり申候、しかし別而強もなく存候得共、夫故又々大ゆりも參り候半とあんど、二日晚より(迄脱カ)こん夜、外江戸板出し、みな／＼外へ出居申候、京都中右之通と申事御座候、文したゝめ候ても折々ゆり候故、扱々心おちつきなく、又々追追くわしく可申進候、

大地震之儀に付、先御届書、

當月二日申刻、大地震に而、私支配東海道大津宿、并内町に

天保元年

而、潰家六軒出來、町々家並悉及損所、右地震後、翌三日午刻頃(迄カ)と、數度地鳴、家居搖動き、市中之者共、晝夜凌方用意仕罷在候處、格別之震動無御座相治、往來筋差支は勿論、人馬怪我等無御座、右に付私御役所、并手代長屋向、御藏所々、損出來仕候得共、御米別條無御座候、然處御代官所、和攝河泉江州村々之儀、何れ異變可有之奉存候處、未何等之儀不申出、追々届出候始末、追而御届可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

寅七月

石原清左衛門

御勘定所

當月二日、京都大地震之儀申上候書付、

當月二日夕七半時頃、京都大地震に而、翌三日九ツ時頃相靜り、其後少々宛之地震、地響等有之、同日暮頃には、大體相治り申候、京都一圓之儀に而、市中には怪我人等も有之候趣、風聞に御座候、尤近在村々之儀、同様之趣に付、支配所之儀は、早速爲見分、手代共差立候間、取調追而可申上候得共、稀成大地震に付、不取敢此段申上候、以上、

寅七月

小堀主税

御勘定所

大坂御目付代木下左兵衛來書寫、

略<sup>上</sup>當月二日申刻過、京都大地震、定而追々御承知被成候と奉存候、同所由緒柄三條殿雜掌森寺長門守と申者、地震に付書狀差越候間、右寫入御覽候、尤二條御城内外、殊之外大破相成申候、御殿向も所々傾き、御櫓、外塀、石垣等所々倒候處有之、御城内大番頭衆御小屋初、御番衆小屋、與力同心小屋小屋、潰倒等多く、外御堀廻り、地面裂割、損ケ所夥敷事に御座候、内には輕輩之者、怪我等も御座候哉に承候、此間御破損ケ所、大御番衆其表江も被申上候由に而、箇所書附御差越、私共方も十六日宿次に申上候、至而細字に認、三間程も御座候、夥敷御破損に御座候、兎角其後も地震治り不申、先達而より家來ごも問合事に而、八日々京都江差遣、十一日に歸坂之處、其頃迄も晝夜には度々震候由、此節は最早治にも相成候哉、尤山城近國に強御座候よし、東は大津邊迄、西は伏見邊まで、同處は別而強く、所々町家等も倒候由、私ども京坂往來致止宿候本陣大塚屋小右衛門と申候、右之者宅坏、住居向は潰候由、竹田街道筋坏、處々地面裂割候由、荒々之處申上候、當表も二日同刻地震、餘程つよく御座候、其後も折節少少宛震申候、乍去浪花は輕事に御座候、定而其表に而もいろいろ致風聞候事と奉存候、私儀追々歸府近相成相競より、委

曲は無程拜顔可申上、先は時候御見舞申上度如此御座候、恐惶謹言、

七月廿一日

木下左兵衛利亮花押

間宮庄五郎様

三條殿家來書狀之寫、

此度京都大變之次第、荒々申上候、當月二日申上刻地震、最初一つは聊に有之候處、引續大地震、私事は用向有之、四條河原町四辻に而出合、見合候處、四方土煙立、家藏潰落候響夥敷、山々に立候土煙山を隠し、誠に恐敷事、云計なく、いかなる變事出來候かと被存驚入候、夫故用向不辨、直様途中より引返し、三條殿江走附候、右道路町家之者共、皆々町之真中に疊を敷、戸を敷、一人も家内に居不申、道中に出合候、怪我人數々有之、道筋家藏之倒候事夥敷、六御内皆々御築地落居、漸三條殿江歸候處、尤御築地倒、土藏五ヶ所崩、殿内大破、主人には御一統御庭住居、其夜は甚敷明迄震通し、三日朝五ツ過、御座敷江御引取相成候得共、時々刻々震出し、三日之夜も御庭住居、四日朝卯刻大夕立、夫に而治りに相成候と存候處、雨のうちも震、五ツ時雨止、一日震通しに有之候、四日夜も御庭に夜明し、三日三夜外御住居、尤上天子には小御所御庭江出御、大宮御所も御庭出御に而恐入候次第、萬民に

は尤路頭に立、三日三夜如斯、其中に附火致候者有之由、昨夜も所々に而、四時方九時迄のうち、又々大地震、或は又大火有之由に而、下々に而は諸道具を片付、東西南北遠方因縁之方江參候者も有之、近在之藪を住居に致候者夥敷、誠に上を下江騒動致し、只人々逃仕度而已いたし、京中に商賣致候者一人も無之由、皆々逃仕度と取片付に掛り居候、扱々大變に御座候、先々昨夜格別之震も無之、七ツ時頃、餘程手強震有之候、今五日八時頃、手強一ツ有之候、誠に震續に候得共、間々は強く大成る參り候、今日八時、俄に空かき曇、雷鳴大夕立之催有之候而、大風吹來候得共、催許に而さらりと通ぬけ、跡亦々蒸々致候、今晚は私も休息候得共、夜分は寢不申、唯今如此認候時刻、九時にも可有之存候に、矢張同如く震申候、扱々油斷は相成不申候、時々刻々、搖候音有候得共、皆々今日迄四日被搖候故か、大方馴に相成、少々之事は驚輕相成申候、二日方地震數何百と申事不知候、二日方三日朝迄、凡百五六十度、夫より後は、餘り之事に而數不覺抔と申もの有之候、誠に恐敷事に而御座候、私家内は皆々裏之藪江逃込居候間、留守中に候得共、一統無怪我、難有事に候、居宅も大破損致し、物置等崩候仕合に御座候、乍去、先格別之儀も無御座候、仕合之事に御座候、先々荒々之處申上候、其内御用向御上

京も遊され御覽候はゞ、申上候より御驚と奉存候、三夜も徹夜仕候に付、殊之外疲勞仕、甚亂筆、御推察可被下候、以上、  
七月五日夜九半時過、  
森寺長門守

清水御用達町人笹屋七郎兵衛書狀、

當月二日申刻、京都大地震に付、洛中洛外騒動、御所向、二條御城、諸役屋敷、寺社并町家土藏損じ候事、中々難申上、有増御注進左に申上候、以上、

一兩御所様之所々破損、御堂上方、皆々大破、伏見様今出川通御堀、同様崩れ、其外御堂上方御殿、殊之外大破、寺町御門、仙洞御所御築地廿間許、往來江倒れ、其外損じ不輕事に御座候、

一二條御城内、御本丸、御金藏、御藏、角櫓、大破、御番頭御百騎諸御小屋、御門、其外石垣所々響破、一尺許地破、其われより砂吹出、一時許黒煙に相成、實に恐敷事に御座候、西御門、北御門、崩れ込、(追脱カ)西手石垣堀三十間許落崩れ、御城内怪我人多、湯焚下男一人即死と申事に御座候、角之御櫓御入置御座候御武具も、追々御取除に相成候由に候、御所司代様御出馬、御地役御糺に付、殊之外騒動、御所司代様御入城、渡御門落候由に付、御城内御見分相濟、直に御所司代始、兩町奉行様、御所江御參殿と申事、

一二條御米藏、不殘開、又は其儘倒れ、大抵無殘損申候、市中  
 建家土藏、残り無御座候様損じ申候、右混雜仕候處江、色々  
 惡風聞異說申候に付、別師人氣逆立、四方火柱立と申觸  
 候、何時出火に罷成、又は大地震御座候哉と申立、二日夜  
 より六日迄、家内不殘片付、大道に蕙、或は疊敷、一人も家  
 内に居候もの無御座候、晝夜昨晚迄何度と申無限、地中時  
 時鳴動仕候て相鎮り不申候、

一盜賊多御座候而、異說申觸、種々成儀申觸、無程黑煙相成  
 杯と申噂に候、老人小兒女は、内を捨、明き地敷之内に、三  
 四日夜又參り居候、誠に珍敷大變と申儀に御座候、

一北野天滿宮御社内石鳥居、少々すり、石燈籠不殘倒れ、三  
 本程は其儘に候、寺町通神社、塀石垣共大損じ、大佛石垣  
 飛出し申候、

一兩本願寺諸堂、一尺程傾き、佛光寺土藏崩れ、佛光寺通り、  
 往來止り申候、八坂塔傾き申候、

一愛宕御破損、叡山は左程無御座候、江州は荒不申由に候、  
 右之外寺社市中、一統破損は、荒増申上候、

一死人三四百人許、怪我人多く不知候、今以混雜仕候に付、  
 盜賊多く、扱地割、石垣相緩、家居相崩候、怪我人等は多分  
 之儀に御座候、諸商賣職人杯、漸々昨日より相始申候、中

には賣用道具屋等、今に相休み申所も澤山に御座候、料理  
 屋其外、都而榮耀之類は、一向無御座候、禁裡御附組同心  
 上田五郎右衛門夫婦、子一人、親子三人、同時に即死仕候、  
 三條白川橋詰家四軒許崩、老母一人即死、七條二ノ宮町家  
 兩側共、真中江崩、往來十六人即死致し申候、一條茶堂前  
 家居六軒崩、六人下敷相成、夕方迄相知不申候處、何れも  
 怪我許、命助り申候、寺町通丸太町上る三條西殿土塀に而  
 子供一人押倒し、即死仕候、一條堀川戻り橋そば家居、  
 川中江其儘引くり返し申候、怪我人は有無相分兼申候、  
 聖護院村町家一軒崩、五歳已下子供兄弟貳人、下に成候  
 處、運強く聊之怪我等も無之、平氣に而はい出し候、同所  
 年寄難波屋次郎助倅二歳、姉におわれ、隣の家居崩下に  
 成、姉之方は怪我許に而相助り、弟は即死吐血仕居候、聖  
 護院宮御殿、御築地崩れ申候、往來御廣間迄相見申候、  
 幕引廻し、晝夜共火之元けいこ油斷無之勤番致し申候、猶  
 又三條白川橋植木屋、石燈籠凡二百六十本有之、其外飛  
 石、手水鉢、澤山相ならべ有之、燈籠、手水鉢、不殘打倒し、  
 下なる飛石は總疵物に相成申候、諸寺社石金燈籠、不殘相  
 倒れ、石塔は大半折れ申候、扱兩本願寺杯も、白洲江幕三  
 重に引廻し有之候趣、御所方夫々御庭江疊出し、兩三夜も

御住居被遊候、二日夜我家に臥し候もの、一人も無御座、大半加茂川筋杯之少々手寄之場所江出、通夜致し、其餘は、町々往來江疊置、蚊帳釣打臥申候、三日夜右同斷、四日夜半減、五日夜大方我家江居候而相休申候、且又作事方諸職人、大工、左官、瓦屋、家根屋、日雇、土屋、材木屋、大發向、大工日雇は貳人半手間に而も急には參り不申、唯々不斷出入之向々江、見舞見分いたし、追而參り可申杯と、其儘一向、皆々當惑仕候、尤御所御庭方役宅、御城窄屋敷破損故、貧家へは見向も致し不申、こまり居申候、乍然唯今御公儀様方御觸書相廻申候、作事方諸職人、諸掛り、其外諸代品物、直上げ致候儀勿論、日雇賃迄も定り通相心得可申旨被仰渡、尤相背直上げ致し候はゞ、吟味之上御咎可有之御觸流有之、先々安堵致し申候、右地震も震筋有之哉、破損場所、大に不同有之申候、

七月五日

尙々書狀相認候内にも、段々震申候、此書狀認居候内にも、三度震申候、取込早々大亂筆、

田安御用達兩替町日野屋市右衛門店、  
道中荷物室領致し候もの、  
三河屋金次郎

右之者、當六月中京本店江相越居、七月十四日、彼地出立、江戸着いたし候、其者見聞の次第、承り候まゝを記し候、

天保元年

一二日七ツ半時前より、嚴敷地震、夜九ツ時、又餘程嚴敷震出し、夫より一日四五度づゝ、十四日迄震申候、其うち六日八九度震、八日明ヶ七ツ時頃、十一日明方と二度は、嚴敷震申候、二日晚には火止に而、三條宿屋など、客も食事無之候、

一御所日之御門東通り御築地、七八間崩れ、鷹司様御殿向御築地、餘程之破損、仙洞様、近衛様、二條様、九條様、格別之事も無之、中立賣、下立賣、堺町御門内之堂上方、何れも大破、東洞院三條上る處、曇華院の御宮御築地、残らず崩る、一北野天神社、石燈籠七十六本、皆辰巳に向ひ倒れ申候、其外總而辰巳に向ひ倒れ申候、北野東口之鳥居、根より折、新規之燈籠、皆ねぢれ申候、

一二條御城北御門西側石垣十九間餘、堀の中へ崩れ込み、西石垣御門總崩れ、往來難成、

一諸御役人御番衆之屋敷、不殘大破、總體御城内之塀柱、折れ候様子、

一諸寺之石塔、將基之駒を手にてかきませ候様に相成候、  
一下加茂二條新地、竹之うち能舞臺、相角場之邊、繩手遊所町(女カ)  
宮川町邊、五寸より三尺位まで地さげ候處御座候、萬屋といふ料理茶屋、三む屋、ごふんやなど、つぶれ申候、

五五五

- 一 三條白川の石橋、こなくに成候、
- 一 大佛跡之臺、不殘崩れ、同妙法院の御宮築地、餘程之破損、
- 一 耳塚曲り、五輪之上に有り候幅三尺、長五六尺の九輪、何れへ飛候や不相知、
- 一 八坂塔、清水、三十三間堂、格別破損なし、
- 一 西六條御臺所御居間向、裏通りの御築地、大破損、
- 一 愛宕山役侍所、破損、
- 一 千本通り御組屋敷、總破損、
- 一 町々土藏之破損、數不知、
- 一 禁裡様、四日まで庭上に被爲入候よし、
- 一 仙洞様、將軍江御立退之由、
- 一 六日晦日のばん、四十五年目の大火、四條のふや町、松原通まで、兩側不殘やけ、表許り家數八十四軒、又地震後四日、五日、中立賣新町角、室町頭少し、七條大宮通り、少々火事有之候、
- 一 京本店より金次郎、七月五日地震中、大坂江相越、八日、京地へ歸着候、大坂は二日夕同刻に、少々地震いたし候迄にて、しらぬものも有之候位の事、其後八日迄は地震無之、一本店より十九日出の書狀着候所、十八日迄は未だ震申候由申越候、

略上 大變之珍敷事に候、七月二日朝晴天、夫々間もなく薄雲に相成、此日殘暑難凌いきれ、夕七ツ時過頃、遠雷の響ぞと思ふ間もなく、俄に大地震鐵炮の如く、見ゆる向小屋はひじなりの如く見ゆる故、湯遣わんとせし處、浴衣も無之儘、思はず最早六七間飛出し、馬場通江出、四方を見るときもなくゆめのごとく、御土居通土べい土瓦、みなく粉のごとく飛散し、所ろくたをれるやと見る内に、御番士小屋五六軒、ぴしやうぐわらくと、程もなく静し處に、侍一人、つぶれし壁土の中より掘出し、此方のかたには、戸板に荷ひ中間二人をほり出し候由、侍は半死半生、生の程無覺束、中間貳人は介り可申候哉の氣色、其外御櫓々々、并石垣、御堀石垣所々大破、高麗御門とか申候、ねぢれ傾き、西追手御門兩頬の石垣、崩れ落ち、おなじく橋ねぢれ、其外御土居へ上り候段石、并外に石垣四尺四方位之石、化し飛んで下におち、上るは不落、同心に怪我人、東西にて四五人、即死一人有之由、東番頭小屋玄關、震ひ崩し、即時所司代登城、御殿下々見分有之候、御番士小屋は不殘壁落、瓦も落、住居不相成、其内漸々三四軒(はカ)も小壁落候位之事に而相濟候、私小屋は、仕合と近頃御修復有之候小屋に而、小壁一ヶ所、下陣二ヶ所、少々床の間凹(奇)み、寄代の事は摺鉢形の手水鉢臺の高さ三尺程、其上江置候



水も一杯入候を、五六尺も間有之候、葉蘭殊之外茂り候まん  
 中江、飛込有之候程の事に候、眞に十死(九カ)ののがれ申候得ども、  
 夫より時々折々震動にて、人々も驚き、一ト夜中外にて明し  
 申候、翌日に成候而も震動猶止み不申候處、五ツ時過る頃々  
 少々薄らぎ候儘、小屋々々江引取申候、禁裏御所も如此強當  
 り候よし、外に町々は、御城程は當て不申候由なれども、土藏  
 三四五ヶ所潰ぶし、即死怪我人多く御座候由、地震最中出火  
 御座候得共、即(時脱カ)に取鎮め候由、小屋内々能ぞ出火不仕候事に  
 候、翌日四ツ時頃々雨降出、八ツ時頃々晴候、其外已に打ひ  
 しがれんとせしものゝ數をしらず、顔手足に少々づゝ怪我  
 致し候ものも數不知、實に最中は筆紙に盡し難き大變のけ  
 んまく、土煙天をこがし、城外の老若男女のなきさけぶ聲、  
 石垣の瓦の落る音、大地の震動鳴渡り、私も逆も助り不申と  
 覺悟極め居申候、不殘皆々必死の氣色に見へ申候、所々の地  
 のひゞわれ裂候所、四五間の間だゞ御座候、○略圖アレ  
ド、略セリ、  
 御城際に而は一尺四五寸、大さ凹地の總體之三尺程も有之  
 所も御座候、其外稻荷曲(輪脱カ)に有之候石鳥居三ヶ所之内、一ヶ所  
 こなぐ、石燈籠六七ヶ所、不殘崩、與力同心の小屋、半分は  
 ぴしやゞとつぶし、家根の瓦の間より、物を掘出し居候所  
 見分仕候、京地の大丈夫地面、ひゞわれ候所を御さつし、

天保元年

變に思召可被下、其外水道具、燒物類、雜具、皿鉢類、不殘く  
 だけ、手前より不殘小屋中の損毛多(大)かたならず、土用中より  
 照續、炎暑強故か、斯様の奇變御座候、荒増申上候、以上、  
 七月三日認め  
 礎之助

同三日、終日遠雷のごとく時々震動致し候間、各強成候上  
 は、外の廣みへ出候事に申合、都合能方へ各三四人づゝ出居  
 候、今日承り候説、有馬山燒候由承り申候、地震とも不分響  
 に御座候、其外承候、地(桔梗カ)頼御門通、并御土居石垣大崩れ、御堀  
 江崩入、詰り所司代家中小性已上六七人、大怪我有之候、即  
 死兩三人も有之候由、是はねり塀の際を通り、一度に押打れ  
 候由、其同夜野宿同様、中には駕籠取出し是に乗、野陣張居  
 候、時々震動ある故に候、其外風説種々様々御座候得共、荒  
 増申上候、今夕土居へ上り見候所、不殘石垣六六七尺或は三  
 四尺貳三尺間に有之候處、ひゞわれて口明き、石垣土とはな  
 れ候様にて、大雨降候はゞ、其口より水流れ込候はゞ、一度  
 に押崩し可申體に相見江申候、左候はゞ御土居上之松大木も  
 落入可申氣色に相見へ申候、其響にて又々住居江痛入べく  
 と存申候、私方小屋へ相組岩下又四郎相小屋に致し、一軒に  
 貳人居、狭き所に下々打込、扱々混雜仕申候、少々震動の様  
 に覺申候、今西御門臺石垣崩かゞり候處、取崩し申候音に而

震災豫防調査會報告第四十六號

甲

人々時々驚申候、外御米藏三四ヶ所大崩、怪我人三四人御座候、先今日八ツ時迄、無恙罷在申候、御覽後、近所の人々江御見せ可被下候、

御隠居様

碓之助

○後又林子ノ示ス所アリ、當今京師開版ノ小冊上ナリ、廻寫シテ返ス、

〔地震ミヤコ、せんざいらく、奇談平安萬歲樂〕

大地震録上、

比は文政十三庚寅のとし七月二日晝七ツ時、京都大地震にて、始めドロ／＼とゆり出し、其跡ひき續て大地震となり、や／＼しばらく家居倒るゝ許りにて、只思ひがけなく皆地に伏し疊に伏し、柱をいだき垣を杖にするも、皆其身の全き事のみ祈る中に、老人の出て大道に出よとのゝしるを聞傳へ、銘々板を并べ疊を敷て、皆大道へ出けん、扱古家古土藏は皆倒れ、其外神社佛閣、石鳥井、石燈籠、或は築地、高塀の倒るること夥敷、たとへ丈武の土藏たり共、ひゞりの入らぬはなし、棚の諸道具落損じ、竈倒れ、襖、戸障子はいふも更なり、家居たわみて戸のしまり悪敷は皆一統、中に古家の類、地しんよりゆがみ戻り、戸のしまりよき有もいとおかし、其物音天地に響き、土埃り宙をくもらす、其中に只ドロ／＼とゆり

たへず、心もそゞろに魂をうばはれ肝を冷しうろたへる者あり、周章騒ぐも道理こそ、二日夜は大道にて夜を守らんとするに、夜氣うけん事を思ひ、板もて屋根となし、又繩を引わたし、むしろを覆ひて、洛中皆夜明し、町々には嚴重に高張を立て、家並にかけあんどごうを釣りて、身は陣笠をかぶり、胸あてり／＼しく、馬提燈をともし、近き友親類へ見舞に廻る事お互ひにて、ころび寝の枕元へ、犬の這ひ來るもいとおかし、井の水は皆濁れり、少し氣のおさまれる方は、大道にて茶をわかし、飯をものし、酒をくみ、漸食物のんごを通るといへども、心はそゞろに、只ドロ／＼とゆりたへず、町内にはかな棒、わり竹を引鳴し、火用心觸歩行こと嚴敷、何方よりか老人の來りてまじなひあたへるあり、其歌に、  
ゆるぐとも、よもやぬけじの、要石、

鹿島の神の、あらん限りは、

と、皆書寫し、戸口の柱、或は大極ばしらに張付、もつたいなくも天照皇太神宮の御被をかしらに戴き、鬘にまじないの秘文を挟み、殊に老人病人子供を抱しものは、其心配得もいへず、中に家におされ倒るゝあり、又物にはさまれ、塀に押れてなやみぬる聲かまびすしく、くすしの西東へ馳るを聞につけ見るに迷ひ、いと心づかひして、其夜も東しらみま

ち、明る三日、日もかわりなばちとゆるがんことを祈り、人の顔色かわり、俗語に青い顔といふふらせしもむべなる哉、只火用心盜賊、隨分心得て油斷なく、日夜心を配りけん、異説浮説をいふふらすものありて、捕るゝもあり、中に盗みはたらく悪黨は、天の罪眼前たり、町々、家並に水鐵炮をかまへ、家根へ水を遣り、常に手荒き事もとりあへぬおのこも、土足になり水を汲はこびぬるも、いとおかし、藪持人は藪、或は野へ食物をはこび、老人子供の手を引連行も有、三日夜もまさしく明しぬるに、明け六ツ時や曇りて、雨ばららと降出しけるに、跡一天雲やけとなりて一めん黄色になり、誠におそろしきけしきなること、皆人の取々沙汰しける中にも、ドロ／＼と時をたがへずゆりたへず、又古家古土藏のたおれかふるに、杖をつきつゝぱりしてとどめたるは夥敷餘多<sup>あまた</sup>有、俄の家がへする人、あちこちにかしましくて、四日も難なく、夜はいかなる者も少し身の勞れ出て、たゞまごろむうち、五日となり、手の舞足の踏ごころもしらず、六日、七日、八日夜も、空は曇りて雨は少しも降らず、夜八ツ時、七ツ時に、大分つよくドロ／＼とゆり來り、皆大道へ又出で、取沙汰も是が七日七夜のはてなるかと言々呪居るに、九日になりて、いまだドロ／＼と時々鳴り止まず、誠に前代未聞の大變にて、

只神を祈り佛を信じ、身を慎むより他事なし、心得の歌に、かみなりは、あたま叩かれ、地震とて、

尻つめらるゝ、天のおしかり、

其外洩たるは後編に出す、此草紙は、今度の大變、他國へ文通にてしらせる人、此小冊に而こころわしく相分、且又後世までのこし置なば、其心得にもならんことを深く思ひて、ここにしるす、

文政十三年寅七月

洛住 東鹿齋作

大地震録下、

夫天地の理明らかなれば物に隠せず、精神強ければ事に驚かずといへども、ことわざに黒犬にかまれて灰汁のたれ糟どかや、二日の大變、誠に肝胆に徹し、少しのドロ／＼にも上を塞ぎ、それより病人數多ある中に、近邊に地震より病氣の平愈したる人もあり、是はまさしく氣のはりにて、病をわすれしものならん哉、こゝに老人の狂詩あり、

庚寅七月二日事、從申上刻地震剛、最初寄集唱

世直、狼、狼、桑、原至、線香、町屋家藏壁、直落、寺、社、塀、垣、柱共、儻、婆母、黃聲、念、佛、申、祖父、青顏、祈、神、悼、百、姓、離、鐵、鍬、皆入、藪、千、頭、捨、船、獨入、塘、天地震動無、仕、樣、上下、騷、動、暮、三十、方、

初十日も少しドロ／＼時々鳴動する、十一日には暮過より雨ぱら／＼と降出し、七ツ時ドロ／＼と大分剛ゆる、十二日、都而日々に四五度は時をたがへずドロ／＼と、十三日に至り、土藏のいたみたるまゝに雨をうけて、時となく土のずり落しは、實に其音すさまじく、夜はわけて世間も物しづかになれば、其おどろき合點ゆかず、ひそ／＼と語りぬるもいとおかしぞな、土藏のずり落しは數多あり、家居たわみて往來御用心と張札所々に見ゆれ、十四日は夜半頃大分つよく、七ツ時に又ドロ／＼と鳴動す、この日は二季の極なるに、其掛乞のいつよりも物淋しきはいかにや、十五日になりて少し雨降出し、中にも又ドロ／＼と時々鳴止す、最早地震なれて仇口も交れど、心は左なく祈りけん、十六日も打つゞき雨ふれば、過し大變より屋根瓦ずりおり、番匠瓦師左官手傳等も、中々數ヶ所のしつらいゆる手廻り兼、所々雨もりて難儀の方多くみゆる、又土藏の傍に建小家は、土のずり落ん事をば恐れて案じ過して、夜なく／＼他所へ泊りに行人も多くあるよし、十七日いまだ雨つよく降、八ツ時少々晴間ありて、日暮過西に稻光り少々あり、十八日朝より大雨しきりにふり、雷地震打交て、雨は車軸を流すが如く、忽加茂川、堀川、西洞院柱川へ水一とさきに出て、川添の家は水多く這入て、皆

其邊大騒動するに、爰に音羽川とて洛東清水寺の音羽の瀧の流れ落來る小川、すへは加茂川へながれ落る、此水實に多く出て、川すじ伏見街道鞆町、問屋町邊は、わけて大洪水にて、人家の床より一尺も上へ水越し、其邊に大家に油商賣あり、地にいけし油壺へ水流れ込出て、其邊油くさき事得もいえす、水引去りて後、其近邊の井中へ油流れ込、實に困り果しとかや、此時清水寺の廊下崩れ倒るゝよし、是等も前代未聞の事どもにて、是が止となる歎と皆いへり、そも日本は神國にて萬代不易の國なり、雷地震は陰陽水火のたゝかひにて、國を動かすにあらず、只土のうごき、亦土生金とてつれてかねもうごぎめぐる、俗語に雨降て地かたまると、地震も納り世なを(ほ)しとかや、ます／＼五穀は豊作、下も萬民のうるおひ、御代萬歲樂とうたひ、めで度／＼、  
天が下、うごかぬ國と、おさまりて、  
(ほ)うるおひ廻る、あらがねの土、

京中町破損入用銀、

凡一町に付、二拾貫目宛にして、

凡銀八萬六千貫目、

此金六五にして、

凡金百三十二萬二千〇七十六兩三步三朱三夕一分二厘

五毛、

土藏破損一統、無難はすくなし、  
建家倒分、數しれず、

但し高塀、小屋、物入之分、數多し、

其外破損數多有之、略之、

寺社方の破損、申にたへず、こと繁ければ略之、怪我人、

其數しれず、

文政十三庚寅年七月

洛住 東祿作

京松原通新町西へ入、

みのや平兵衛板、

○檀宇曰、伊勢神職ノ者ヨリ、津輕屋掖齋へサシ越候迎、或  
人ノ寫シ示サレタリ、

地震及ニ數刻、叡襟最不安、因茲一七箇日、一社一同抽ニ精  
誠ニ奉レ祈ニ天下泰平、寶祚長久、萬民安穩ニ旨被ニ仰下候、早  
可レ被レ下ニ知于神宮ニ候也、

右七月二日出、四日達、

地震經ニ幾日、宸襟愈不易、去二日已來、雖三既憑ニ神明之  
冥感ニ靈驗未レ全、因茲更一七箇日之間、天下泰平御祈、一社  
一同、愈可レ凝ニ丹誠ニ之旨、可レ被レ下ニ知于神宮ニ之旨被ニ仰下  
候、仍如此候也、

右十一日出、十三日達、

○或人云、頃ロハ勢州ノ神職用向アリ迎、江都ニ出ル者アリ、  
懇志ノ人へ感頌シテ言ヤウ、今年寅御蔭參リノ繁昌ナルコ  
ト、今以テ絶ヘズ、定メテ都下ニテ聞及ビ給ハン、實ニ珍事  
ナリ、勢人ハ一時ノ利ヲ幸トスル者多ケレドモ、左ハ思ハレ  
ズ、此後凶變打續ケバ、自ヅカラ勢州モ衰トナル、奚ンゾ一  
時ノ利ヲ悦ブベキヤ、寶永御蔭參リノ後、富士山燒、其他種  
種ノ凶想モ集ヒキ、又明和ノ時ハ、江都大火、夫ヨリ引續キ  
善カラヌコトドモ多カリシ、春來勢地ノ繁昌トハ云ナガラ、  
既ニ末社ハ燼トナリ、夫ヨリ京師大地震、洪水、諸國疫痢行  
ハレ、人モ多ク損傷ス、コノ後イカゞ移リ行クベキ、甚憂フ  
可キコトナリト、愁然トシテ語リシ、

又云、京ノ町與力、或人ノ許へ用事文通アリシヲ傍觀セシ  
ガ、日付八月十九日ニテ、其端書ノ中ニ、コノ節迄モ地震治リ  
不申、一日ニ四五度、或ハ一兩度、聊ヅ、ハ震申候ト有リ、  
又其末ニ寬延四年大地震モ、其後日數六十日程モ治リ不  
申趣、留書ニ相見へ申候ト、然レバ町奉行役所ノ記録ニ有  
ルト見ヘタリ、寬延四年ハ今年ヨリ推ニ、丁ド八十年ナリ、  
今ニテハ知ル人モ無キ筈也、

○檀宇ノ示ス所ノ兩通、

震災豫防調査報告第四十六號

甲

二條渡邊與右衛門より、朝岡鎌次郎江申越書狀寫、

一御本丸御殿者、先年御燒失後無之、

一二ノ丸御殿、瓦落所々有之、外別條無之、御張付痛候迄に御座候、

一御車屋、御金藏、御米藏等、壁落多分、潰候は無御座候、御堀端通、地割五六寸より、一尺位迄、御石垣崩所々、御堀同斷、

一御唐門無別條、御築地、堀、所々倒、

一御焔硝藏、潰申候、尤石築立御藏地、

新庄方、私共勤番之御小屋に御座候、

一東方頭立關潰、其外壁落所々、與力同心家中御小屋、無別條、壁落許、怪我人下々迄一人も無之、

一東御番衆御小屋、別而潰候程之御小屋も無之、怪我人も承り不申候、

一西御番頭内藤殿御小屋、無別條、壁落位之事と承申候、

一與力御小屋四軒潰、怪我人無御座候、同心御小屋不殘十八人合小屋之内、當番兩人、十六人之内十一人逃出、五人居

敷れ、乍併即死は無御座候、少々づゝ怪我御座候、一命に相障り候程之儀無御座候、内一人三寸程疵縫候、療治相叶申候、

一御矢倉向、潰候は無御座候、傾危相成申候、

一西御番衆御小屋五十軒之内、潰候は七八軒と申候由、其外

危く相成、住居相成兼申候は多分と申事に御座候、尤怪我人も餘程御座候由、一命障候程には無之と承申候、御城中右之通、諸司代屋敷、其外地役衆御役宅も、破損御座候得

共、格別怪我人之義は承不申候、

一京中怪我人即死は、三百人程と申事御座候、

一御所邊同様之由、是も御築地等倒候上(迄カ)に而、格別之義も無

御座候、

一京町中潰家も御座候由に御座候得共、宜家作之場所は、住

居は潰等見へ不申、土藏は多分損、壁震落し、中に崩候も

有之、右に而怪我人有之候由、寺堂塔倒候も承り不申候、

大方右之通、其御地(版行)に而判形いたし賣候由、大そう成評判と

承申候、既に其うり歩行候判形、仲ヶ間内江江戶表を登せ、

見申候、中々右之十分一之義にも無御座候、大成虚事に御座

候、却而遠路隔居候事故、大造之噂致候義と奉存候、必御心

配被下間敷候、尤最初申の刻過震動之響、引續大震と相成、

其後一時に幾度と申事無之、一通り之地震に強と申位に震

い申候、其夜、翌四日同様(三カ)に而、五ツ頃を軽く相成、晝夜に十

四五度位、十日後又軽く相成、震動之響許に而、震い不申

候、其内震候も御座候、晝夜四五度位に相成申候、十日頃迄

は野宿に而相凌申候、十一日御小屋に相休申候、最早此節大方相止申候、少々は折々震申候得共、聊之儀に御座候、出水も十六日、十七日、十八日大雨に而、餘程出申候得共、何も格別之儀は無之、御城中は出水之難は無御座候、宇治邊大水之由、宇治橋落、堤も餘程切所出來と申尊承申候、吳々も在番聊無別條相勤居候間、乍憚御安心可被下候、以上、

八月四日

伏見に屋敷を持たる人の、屋敷守を差越書狀之由、小笠原太左衛門より借寫、

先月十七日、八日大風雨之節、京都清水寺音羽山より大水吹出し、本堂舞臺脇之廻廊拾間餘、山下江崩落、大水に而右廻廊町内江押流、人家夥敷潰候由、其外清水山之西町松原通、五條通、勿論山之手故出水杯之事は決而無き場所、右山水吹出し、町内洪水に相成、人家之床之上三尺餘も水上り、尤實の大急出水に候得ば、家破損諸具流失は勿論之儀、病者子供溺死夥敷由、大風雨大雷鳴、急大洪水、其中に大地震ゆり、上京に而倒家より火起火事相成、早鐘を突候由、右に付諸人泣叫聲、誠に地獄の有様のよし、上京に而も山拔地割大水押出し、堀川小川之橋々、皆々流落、死人有之、二日之地震、十七日洪水、地震に付死人之分、表向公邊江届に相成候分八百餘

天保元年

人と申儀、其外に怪我人死人莫太有之趣、宇治表大水に而橋臺之上二尺二尺水乗り、尤宇治橋は橋なりに而流れ、當所豊後橋に而止り、此爲に已に豊後橋落可申處、橋上之堤切抜、水落し候故、此橋は大破ながら落不申、當所も定例之水付所之外、彼京都同様、御香宮後山拔け大水出、山手之町々、無存掛事故、町家所々疊上も水越申候、下地地震に而家半潰之所江、斯様之急洪水、其中には地震ゆり候儀、誠に恐敷事は言語難盡、實に古今稀成凶變、其外怪敷事取々の沙汰仕候得共、虚實不相分、紛敷故不申上候、右等之儀は、眼前之實事に御座候故、一寸申上候、其餘之儀は御高免可被下候、以上、

八月三日

別紙之書拔、

地震は未納り不申、大小は格別、日々夜々ゆり申候、一昨日、昨日は珍敷ゆり不申所、去月切に而納り申候儀と存居候處、又々昨夜餘程大ゆり兩度有之、今朝は三度ゆり申候、

八月三日

二條在番新庄主殿頭家來奥谷傳次郎と申仁より、秋元但馬守家來田村糺八郎方江申越書狀之寫、

寅の八月四日京都出、同十三日到來、

大地震之發りは、五六日前より日々暮時頃より夜四時頃迄、西北

五六三

之空電いたし、此光り常之稻光々は分而強く、何れも怪敷思候許に而御座候、右五六日天氣打續、日夜更に風なく、暑氣甚敷御座候、然處二日朝四時頃方薄曇に相成、空之景色、大風之節砂埃立候節は、空之色赤く相成候様に相見江、其日は暑氣甚敷、誠蒸如く何れも凌兼候、然處七時過頃、俄にいづく共なく震動殊之外強致し、其内二三度少々之地震致候處、次第強相成申候、此日、私儀西御門江七時方出番中に御座候、尤右御番所、御城内人々出入改場所に御座候、右御番所は枳形之内に而内外に御門有之、四方石垣高く御座候、次第々々に大地震と相成、御番所壁も落(符カ)べき候様に相成候間、刀を手に取持、草履取はき候間も無之、素足に而馳出候處、搖様強く、中々歩行不相成候儘、匍匐候而枳形之真中迄罷出候處、命からく夢中之様に相成申候、此時外御門之家根、御門外江倒れ落、其内四方之石垣轉出、枳形之内は砂煙立、物之相色も不相分、闇夜如く相成申候、此時は人心地なく、既に是迄と覺悟仕候處、無程砂煙りも鎮り、七半時頃に至、搖も少々は軽く相成候得共、全には治り不申候、漸此時に至、蘇生仕候様に奉存候、大搖之節之事共、筆紙に難盡奉存候、砂煙も良鎮り候と見候處、御番所も倒れ、壁、鴨居等も等く落、石垣之大石小石之差別なく、私土間へ伏居候貳三尺脇迄も轉出候

得共、此時は何れも辨へ不申候、乍然仕合と於私は少之怪我も無之、全く神之御救被成候儀と、誠以難有、此度之儀は命拾ひに御座候、御推察可被成下候、内御門は枳形の方へ少々曲り候許に而、此御門は御別條無之候、此御門倒候は、絶體絶命夫迄に而、今更思出候も畏敷、誠に危き命拾ひ、漸入相頃に鎮り候間、先枳形之内を遁れ出、何れも全安心仕候、枳形内に詰合之者共、人數九人罷在候、右之内摺疵位之事は御座候得共、私に於ては少之疵も無之候間、乍憚御安意可被成下候、夫々御城中廣場に而、右九人共落着申候、又々暮時頃、最初方は弱き地震搖申候、是は同刻過頃方鎮り申候、平日右御番所は、暮六時之御太鼓打切候(符カ)に而御べり申付、引取候處、今日如形之儀故、五ツ時頃、諸司代様、他御役人様方、御城入有之、屋敷左右承り候様も不相成、大心配仕候内、屋敷小屋方使も參、上下別條無之趣承、全く安心仕候、漸夜九ツ時過に歸小屋仕候處、上下共皆々小屋内廣場に出居申候、此時に至り候而も全には鎮り不申候、凡夕刻より夜半迄、地震震動共七八十度も御座候、四日之間、上下共野陣仕候、何れも握飯にて口腹を養ひ申候、私小屋壁所々落候得共、格別之損物も無御座候、小屋玄關潰れ、住居所も破損、御堀石垣崩れ候處八ヶ所、并御土居南之方北之方曲り候許、外御土居は



倒れ申候、其外御本丸、二ノ丸共、所々御破損所御座候、御城内に而怪我人一人、即死貳人、東西番頭小屋には一人も無之、西御番衆御家來、并與力、同心共、市中之事をも段々承候處、御城内程には無之様被存候、清水舞臺落、八坂塔くじけ、岩鞍、愛宕、鞍馬、叡山山々は、別而強當申候由、去る十六日迄は、家中之面々、一同半夜替りに而詰居申候處、段々鎮り申候、此節は平日之通、乍然今以三日に一兩度程づ御座候、甚以安心仕兼候趣に御座候、以上、

○裡宇ガ文通ニ、京震ノコト、又々聞ケリ、コノ冊ハ實事ト覺ユ、追々聞タルハ委シケレバ、還テ疑ハシ、右册ノ文、下ニ出ス、○禁裡以下ノ文、即チ是ナリ、又曰、成島桓吉邦之丞ノ來話ノ中、京地動ノトキ、師家冷泉邸ノ土藏四棟マデ敗壞ス、隣家ナル禁裡附同心上田武左衛門ト云者、夫婦子ト三人、ソノ庫ノ爲メニ壓死ス、コレハ冷泉ヨリ成島ヘ云來リシ中ノコト、ゾ、冷泉ノ家人モ、危フシテ此死ヲ脱ガレタリト云、

禁裡 仙洞 大宮 女御

右四御所共、御常殿其外御建物、少々宛損じ候、御築地は倒れ不申、無別條候得共、築地之瓦は多分落申候、

宮方 攝家方 清花以下 公卿 殿上人

右何れも御住居建物破損數多、表練堀多分倒申候御方々、

多有之候事、

法親王宮方 攝家門跡方 尼御所方

右何れも御破損、一々數へ難く、其中に御室仁和寺宮、嵯峨大覺寺御門跡、聖護院宮、此分大に御破損に御座候、

修學院御茶屋、并御庭中、

右は地震當り輕候哉に而御破損深く無之、先御別條無之とも可申分、

大佛殿正面之大石垣、

右石垣之内、石貳枚土手をはなれぬけ、大路へ倒れ候、石大さ四疊敷許一枚、貳疊敷許之一枚、都合貳枚也、

右同所石燈籠、

總數二十七基有之、秀吉公時代、

諸大名より寄附、姓名を彫刻、

右之内貳基無難、残り貳十五基倒る、

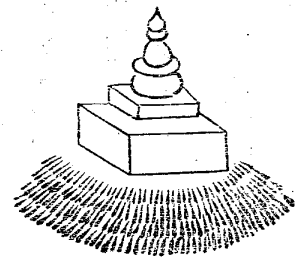
同所釣鐘堂、

右は敷石臺ゆるみ損じに付、堂柱、坤之方江一寸許傾く、

三十三間堂、

右は無別條、損じ不申候、其外妙法院宮御構、養源院、知積院、妙安寺等、悉く表堀倒申候、建物等も多少共に破損致す、

耳塚、



此寶珠、南表人家之壁際江ころび落候、此圓渡り六尺有之、廻り一丈八尺餘、重目方、石工之量賽目方千三百四十貫目と申事、珠許ころび落申候、餘は乾之方江少々傾く、

清水寺、

右破損無之候處、七月十六日々同月廿日迄、大雨降續候而、堂江續之廊下、長さ十三間有之廊下也、地面雨に而ゆるみ、谷中江地へり落候に付、廊下倒れ申候、尤地震に而、谷地ゆるみ有之所江、音羽山杯之雨水強御座候、瀧下之川筋、伏見街道問屋町に而は、人家之床上江水上り候、尤右廊下之潰れ、出水は、七月十八日に而、御縁日之參詣人も數多有之處、一人も怪我等無之候、其外堂寺中無事、

八坂塔、祇園石大鳥居、

右何も少しも別條なし、

下河原高臺寺、

政所御廟所、其外寺中無別條、尤塀は破損、并表門西之方江一寸許傾き候に付、丸太を以て杖に立申候、

花頂山、

御本堂、并山門無別條、大方丈之御構塀等破損致す、并石垣等少々崩れ候、

但御本堂前之大石燈籠二基有之、倒不申候、

南禪寺、

今地院中大に損じ候、御宮も少々御破損之由、秀吉公時代

聚樂之門、同所に引移有之、是等無事、その外南禪寺堂、

大門無事、元祿年中、佐久間大膳亮寄附大石燈籠、倒不申

候に付無別條、寶珠許落候得共、損不申候、笠之裏、震響に

而少々許へげ申候、右之大石燈籠、近世少傾き居候に付、

丸太の杖を入有之處、此度之地震に而眞直に居直り申候

事、幸とも可申事、

三條大橋、  
五條大橋、

右は少しも損じ無之、三條通り白川橋は、石橋に候處、地

震に而橋石損申候上、七月十六日々の雨、川筋出水に而、

猶其上損じ強候、右白川橋より川下も、知恩院前を流申

候、兩側之人家は、床迄水上り、大路右川原之如く、引水後

荒損申候、川に掛渡候細き石橋も、二ヶ所落申候、知恩院

御門前之石橋は、左右之石手すり許、地震に而離れ損じ申

候、水に而損じは無之候、爪生石之廻りの石垣は、悉く損

じ申候、

東寺塔、

無別條、

嵯峨天龍寺内、所々破損、并嵐山とな瀬の瀧の山手、少しづつ

り落、風景少しく損る、

愛宕山坊舎、

右山内、并坊、所々破損、長床坊、禁裏御茶壺破損、當年

御詰之御茶壺、少々損申候との事、麓清瀧村人家、餘程損

じ申候、

城州伏見にては、地震一二割も輕し、宇治邊は猶又輕し、淀

御城坏は、少しも損じなし、總體南山城内は輕き方に有之

候、江州大津驛邊も輕き方、湖東は尙更輕し、此度之地震、

洛中洛外強き事に御座候、北境は鞍馬が奥、二里許と相

聞候、西方は丹州龜山迄と相聞申候、

一七月十六日之雨に而、宇治川出水いたし、宇治橋落流、

槇堤二ヶ所切れ込、小倉堤切れ、川水小倉溜池を淀之東い

も洗と申所江水下相成、淀小橋之本江水落合申候、右故當

時は伏見豊後橋、伏見舟場川水無之、大坂通船伏見舟、出

入めいわく致候事に御座候、

右荒増一見仕候分、得尊意候迄に申上候、以上、

八月十三日認

九月朔日着京、兩替町竹屋町江上る

青木庄兵衛

加茂季鷹が書狀の端に、

地震のうたと人の申候故、地歌よむは殘念、さて名歌詠候は  
ば、また天地を動すべければ、咏せずと答申候、夫に付、御慰  
に別紙入御覽候、

地震鉢の木、

いつの世にかは忘るべき、

何とて以前には承候はぬぞ、

嘸笑ふらん、

飛で散亂す、

寝られねば夢も見ず、

いたはじの有様や、

自然の時の爲にて候、

夜の更るに付、次第に寒く成て候、

なん方無念の事候、

さんぐの體に罷成て候、

これ見給へや人々、

おびたゞしく登る、さぞあるらん、

實に是も心得たり、

(原書、缺ケタリ)

土御門、

世直し、

石燈籠、

貳枚住居、

潰れし家々、

御札、

街道の夜明し、

怪我人、

瀬戸物やど、  
植木屋、

大佛の石垣、

國々の見舞、

用心水、

よろこびの眉を開きつゝ、

大工、

心ばかりはいさめども、

左官、

かひなく敷はなれども、

素人の手傳、

いそげどもく、

借家の普請、

七月二日、震ふりて、人々都の大路に床作り、かり居に

夜を明けるは、まことに泰平の折にあへるよろこびを

かしこみて、

十蔭

震ぞとて、外に臥すへの、涼しさは、

戸ざぬ御代の、こるこなるらん、

大江廣海

ぬばだまの、夜晝わかぬ、震ふりに、

うごくは人の、心なりけり、

狂歌

安亭

家藏も、もみくちやにする、大地震、

人の心も、もめるかみがた、

右は承候に付上申候、十蔭と申は元江戸人、當時京都住、

其御地の千蔭の門人のよしに候、

青木庄兵衛贈覺齋書之内、八月十三日出、

八十歳の古老の噂にも、此度之大地震程の儀覺不申候由、寶

(記カ)

曆元年の強地震有之候得共、此度とは三四割引も輕き由、仁  
和三年七月二日、大地震有之候、其跡日々續て鳴動不絶、猶又  
其九月廿八日に強震候由、同年に伊勢内宮炎上有之候事、舊  
記物に御座候噂、既此度も同様の事に相聞、今日日々晝夜に  
兩三度許、時々少しづゝ之鳴動相止み不申、不安心之取沙汰  
申合候、此度怪我人は、他國に而之評には夥敷評判致候事に  
承候得共、左程にも無之、尤怪我其外即死等も少々は有之  
候、土藏は壁堅き物故、震當り強痛申候、四方の壁落、又はわ  
れ損じは多分、其外倒れ候分も數多に御座候、去十二月が當  
春以來は、數々珍變打續申候、先初は御聞も及ばれ候はん、  
洛東八坂上町に住居候陰陽師豊田貢と申女、邪法相顯れ、先  
達大坂御役方之御手にて被召捕、御吟味相究、去十二月、於  
大坂豊田重き御仕置に相成、其餘類共、悉く御仕置相濟候以  
來、諸宗旨之本山々々々末寺江之御吟味、東町方宗門之改  
も、當時町役の申候所嚴密に相成候、扱夫々不如法之僧御吟  
味、御手に入申候、是は全脇坂之思召と評いたし申候、扱又  
諸御役人之内不實共、夫々御暇相成候、御所司代之御組與力  
二人、町奉行組與力加納萬五郎、其外伏見、大坂、奈良、堺、夫  
夫組内に而一兩人づゝ御暇に相成申候、當時何事も御嚴密、  
難有事御座候、夫々伊勢江之御蔭參、三月、閏三月中、別而夥

(衍カ)  
敷に御座候、當節は駿遠相州信州邊より參宮人數多のよし、承知仕候、花頂大方丈にも御無難御歸山、宗派の大慶に御座候、誠に先達而二月七日付書狀之節、取込御答も不仕候、當夏土用中は冷氣之方に有之、凌よく、尤風雨之催坏も無之候、

○浪華ノ市尹新見伊勢守、人ヲ京地ニ遣ハシ、探ラシメシ筆記迎、林子ニ封寄ス、林子又予ニ轉示ス、是レ眞說ナラント、予云フ、親シク見ザルコトハ、斯言モ亦眞ナラジ、

(京都地震見聞記)

文政十三年七月二日、京都大地震、其後連日震動不止とて、大坂にての風説大方ならず、先皇居は御築地盡く倒れ、内には幔幕、外には紫幕二重に打廻し、嚴重御固めあり、浴中には一同屋上に住居能はずして、賣買は勿論、米を舂事さへならず、黒米を炊ぎ、やう／＼に飢を凌ばかり、御用米藏は悉く潰れ傾き、内に積たる米俵にて持こたへたる程にて、其米取出す事ならず、近郷より御買入米にて、御所方を御取給あり、中にも二條御城は大破此上なく、御番士御長屋も盡くつぶれ、露坐せる多しなごいひ、又土御門家より此上も變事あるべしとの勘文を奉せられるにより、町御奉行よりは、洛中一同變異を避るの用心すべしと號令有ければ、近國にちなみ有ものは、各家を打すて立去んとて、一同に騒ぎ立ける

により、又みだりに他方へ離散せんものは召捕んと、改めて號令ありければ、何れにか適從せんと、一同迷惑の上よりして、人氣逆立、騒亂甚しなごいひ、其甚しきに至ては、忌憚るべきをも心もなく辨もなく言ふらす、しかのみならず、或は叡山愛宕鳴動すと云、或は若狭は海となり、丹波は野となるなど、取々に言ふらしける、すべてかやうの變異有時は、妄言虚談競ひ興る事、古今一致なれば、往來の行言は、心に之をわきまゆと、詩にもいへる如く、卒忽に聽信すべからずといへども、稀有の變異なれば、親しく見もし聞もし、其實狀を審にしたく、京地に知る人も在れば、其安否をも尋ね訪はばやと、是月十七日の夜、大坂を出船す、

此日、天陰り、夜半より雨降出し、明方に至り甚し、夜明て伏見に着し、當所地震の様子を問ければ、京地よりはや／＼輕しといへども、破屋壞家も多し、今に日夜震動不止と云、竹田に至る頃は、雨あらく風はげしく、歩行成がたし、つとめて九條口に到る、こゝにて問ければ、伏水よりは又甚し、されど洛の西北に比すれば、や／＼緩しと云、

此邊の商家、米を舂けるもあり、熟食をうれるもあり、酒肆茶店まで常にかわる事なし、是を以先知る、洛中黒米を炊ぎ、やう／＼に飢を凌ぐなど言の虚説なる事を、六條邊より

上は潦水満溢れ、街道川をなし、兩畔軒下へ流れ入る、室町通四條下る所にて松田牧安を旅宿に訪ふ、こゝにて巨細を聞、虚實を質す事を得たり、牧安が話する所左の如し、二日大震の後、今日に至る迄、連日時々刻々震動不止、先年越後地大震の時も、二十日餘震動不止、考るに霍亂病の跡腹痛み、大火の後餘炎急におさまらざる如く、全く是大震の餘勢未收なるべしと云、

二日夜より三日、四日夜までは、洛中一同露宿、五日に至りて半は宇下に居、半は路上に居る、六日に至りては室に入、されども夜中も門戸をこざらず、すはといはぶ馳出さんご用意す、其後は日夜の震動にて安堵の思ひなしといへども、諸工人は其仕事をつとめ、商賣は賣買をする事、常にかわらず、

洛中安堵ならずとて、家をすて退散せんとし、町御奉行より號令有しなご云ふ事は、更になし、但妄言禁止の趣は、嚴重號令有しのみと云、

禁裏、仙洞、暫時御遷座あらせられしやう民間にて風説すといへども、定かならず、諸司代は、三日が間警衛、其後參内もなし、

御築地悉く倒れ、幔幕など張廻したりと云は、誇誕甚し、

仙洞御所御築地くづれざる所まで、當分紫幕にてかこひたりといへども、拾數間所、纔の間の事成と云、

二條御城の大破は、人口風説の如く見て知るべしと云、神社佛閣多く破壊すといへども、是亦大坂にての風説十分の一にもあらず、清水の舞臺潰れ、八坂の塔真中より覆り、大佛の石垣刃返り耳塚に當り、五輪の塔盡く碎たりなど云ふは、誇誕甚し、

町家も裏屋小路などは潰たるも、傾きたるも多く有ども、表通大道は、見る所の如く格別の損家もなし、但土藏は盡く破損、全きは實に萬の一と云べし、壓死怪我人は數多有と見へて、往々聞及ぶと云、變異に乗じ、盜賊騒ぎ、所々放火も有之、因て町々夜中は燈を張り、夜番甚嚴重、七八人あて、半時廻りに、木柝金鼓をうちたて、錫杖鳴子板を振鳴し廻るよし、二日大震の狀、是を以量り知るべしとて、くじけそこねたる障子を見ず、之を見るに張れる紙、格子毎に一間と全きはなく、盡く七裂八割に破れ、骨もゆるみくじけたり、震動は南北、へゆり、總體西北の方強しと云、愛宕、叡山、鳴動すといふ事は、京師にて其説なし、極めて虚談なり、若狹、丹波の事は、京人も往々風説す、是又大坂人の愛宕、叡山、鳴動すといふごとくなるべし、松田氏に面話時を移す内、午後迅

雷暴雨、夫より同じ通り出水する所に、醫學館畑氏の熟生池内立一を訪ふて、熟長郷文彌に面會す、此生、今度の變異日日筆記したりと見へて、其話する所甚審詳なり、因て其録する所を乞求て左に記す、

七月二日申半刻前、餘程の震動、未止中に大地震、門外より見渡す處、波浪風を帶が如く、飛鳥も悉く墜ち、日色溟濛霧を帶が如く、凡門墻屋塀等、或は傾き、或は頽れ、宅内の屏障類は、倒者、碎者、離者、曲横(者カ)ふ動者、家々盡然り、棚上之陶器類は或は重り、或は打合、偶不落者も全きは少し、其墜る者は又此を以思ふべし、尤倉庫類は直倒有り、横傾有り、庇有る倉は盡く頽れ、壁は龜拆、又は十文字に破、完存は實に萬中の一とも云べし、總て死は或は重り、或は碎け、飛で人の頭上に當るもの有り、築地等倒るゝ時は、壁土にて滿面如煙、咽不得近、

宮殿階廊の破損も夥しといへども、野人の知らざる事故、暫くおく、外二條城などは、別而大破、人々見る所の如し、寺社等の石燈籠、是亦不倒は百中の一にも足らず、此日夜に入て又々大震有るべしと、土御門家より申出し、人々魂を消し、且又時々震動不止、天明より凡七十餘度、諸人宅中に居る事能はず、裏庭等無之家は、市中へ出、疊を敷、蚊帳を釣り坏

し、就中、病人などは戸板にのせ、廣街へ出るも有り、町の中にて産をする婦人も有り、實に近古未會聞の事、豊太閣の伏見より駈付られし地震も、此には過じと思ひやらる、其細事に至而は、忽々に記すべきにあらず、

此日より三日三夜、人々皆市中に露宿す、三日、地震尙時々不止、翌天明まで凡五十度を震動す、今夕方、四條邊まで人を訪行しに、町之中處によりては通れざるもあり、蚊帳床榻の夥しき、稀有の變事也、又鴨河原は七條より丸太町邊まで、人々烏合、星羅提燈の影、又目ざましき事なり、

四日、朝日未出、東方雲黃赤色、瞬時卵色に變じ、其色口説すべからず、人々皆膽を冷し、如何あらんと案じ居る處、此日も別にかはる事なく、震動又三四十度、

五日、午時輕雷、西北過兩、地震少し緩し、向夕又輕震、

六日、震動自若、凡三十度許、

七日、震動不止、依例賀七夕者、僅に數人のみ、頃日、市中訛言往々不斷、官禁之最嚴、

八日、晝震動如昨夜、四更又頗大震、人々又市中に出、須臾東方已白、

九日、震動二十度許、此夜十二坊邊失火す、人多不知、初更鞍

震災豫防調査會報告第四十六號

甲

馬口失火、人々大に騒動、暫時にして滅、四更新町中立賣上失火、頗似大、人々又大に騒、且禁闕に近きに因て、上下群集、暫時に火滅したり、此夜凡失火四度許云、

十日、震動二十度許、

十一日、同上、夜初更雨、三更後又震、

十二日、雨、震動自若、未時雨休、此不多震、  
(日脱カ)

十三日、曉更北野邊失火、震動如前、

十四日、震動頗緩、

十五日、時々雨、震動二十度許、

十六日、午後雨、申時又頗大震、此日東山大字不燒、

十七日、雨、午時略急、震動十餘度、

十八日、雨、時々甚急、溝渠水溢、震動十度許、

右大略記之、猶細事に至りては遺漏多し、後日詳に記さん  
とす、

已上郷文彌の日録、

此夜、三條中島に止宿す、三更までに震動數度、耳を聳だて或は地に附て其響を熟聽するに、或は土山の崩るが如く、或は車輪の轉する如く、屋宇障屏のゆり動くは、雷霆の霹靂に響き應ずるがごとし、

十九日、雨猶不止、破壊の狀親く見聞せんとして雨を冒して出

づ、此日見聞する所、鳳闕の内、上の御所御築地の瓦、少々碎け墜たるのみ、

仙洞御所、東南隅の御築地、凡廿間餘倒れ、板圍したり、

女院御所、あき地東南隈の御築地倒れ、幕にて假圍ひしたり、

御築地頽れ倒れたる所、總様幔幕等張廻したるなど云は、

全く虚誕なること現然たり、建春門脇日門代の内、御普請

所有りと見へて、土など持運ぶ有り、日門代より見通しの

所に、白布に菊桐の御章付たる幕張たる遙に見ゆ、平門の

内にも同じく見ゆ、

仙洞御所御築地、物見窓の様なる處にも、白布に菊から草

御章付たる幕張たる有り、

伏見宮、有栖川宮、閑院宮、御門前等の塀、少しくひびり割た

り、伏見宮御門前之塀は頗甚し、倒たるも數間有り、

九條殿、鷹司殿、二條殿、外塀大破、公家方御館多く破壊、勝

て録し難し、石薬師門脇塀頽れ、御門も餘程損ず、二條御城

大破、人口の如し、四面完く存せる所なし、石垣崩れ、塀倒

れ、多門櫓迄損じ、塀際も窪み陥りたる所有り、

御城外屋敷は、盡く塀倒れ、門、玄關潰れたるもあり、諸司代

御屋敷表通りはさまでなし、裏通破損甚し、諸司代附組屋敷



外圍、千本通の方盡く倒れ、板圍したり、千本屋敷はさしたる障り無しと見ゆ、六波羅屋敷同上、東西御奉行屋敷同上、相國寺境内塀など、大分破損、本國寺同上、西本願寺外塀少損じ、東寺はさせる障り無き由、塔も依然たり、東本願寺は、西よりは障り少しと見ゆ、枳殻屋敷は餘程破損の様子にて、外塀も盡く倒れたり、大佛宮外塀大破、外門兩脇石垣崩れ、耳塚五輪上の石一ツ墜たり、鐘樓障りなし、三十三間堂も障りなし、日已に暮、東福寺、泉涌寺などは見廻る事能はず、大佛前の茶屋にて其様子を尋ね問ふに、さしたる障なしと云、大谷餘程破壊之由夜に入門内へ入事を得ず、門前石橋渡り難き程に破損、安井門跡外塀餘程倒れたり、清水は堂塔障りなし、舞臺同上、瀧口は缺崩れたる由、是又夜に入て見る事を得ず、奥の院へ渡る廊架つぶれたり、是は昨日雨中につぶれたりと云、清水坂下の寺、寺號不知門覆り、本堂つぶれたり、昨今歴観する所の寺閣、破壊も多しといへども、加程甚しきはなし、八坂塔障なし、祇園同上、

右今日經見する所、  
此日午前より雨休といへども、天猶陰り、震動毎度、中にも初更の頃、頗大震、道路歩行するに足にも腹にもこたゆる程にて、人皆狼狽、兩畔家之内よりは驚き、街道へ馳出す、五更

の頃まで數輕震、

廿日、辰時後震、屋柱障屏ふるひ動く、昨日見殘したる東山邊を檢見せんとして、三條白川橋まで行に、地震にて損じたる上、十八日の暴雨にて、(のカ)俄に出水に石橋頗る損じ、渡りがたき程なり、流死人も有し由、此邊荒屋敷軒潰れ、或は傾きたるもあり、白川口より東山の方は、道路大に荒、通行成難き様子ゆゑ、橋邊の露店に休ひて、知恩院を初として、山邊の諸寺閣、吉田、下賀茂までの様子を尋ね問けるに、何れも少しは障り有ども、大佛などを見て推て知るべし、且山上に至りては却て當り緩きよし云ける儘、ここをおきて北山のかたを見むとて、先上賀茂より大徳寺、金閣寺、平野、北野、御室など廻らんとして、鞍馬口をさして行、寺町通りの寺院、頗破壊多し、且昨日何ともなき仙洞御所の日圓廿間餘も倒れたり、人に尋ければ、十八日の雨にてついでたるを見へて、昨日の夕がた、かく倒れたりと云、茶店に休ひ、是れより往先の様子を問ひければ、是も又路次大に荒、歩行甚難し、上賀茂は強くも當らず、社家は大分破壊すといへども、洛中に比すれば稍輕しと云、因てこゝより引返し、先北野へ詣んと今出川通りを行、道にて震動雷鳴しきりに至り、人皆膽を冷し、此上如何成事やらんと恐れわななくばかり也、北野は聖廟拜殿等、聊障なし、境内塀など少々倒れ、鳥井は人の言ふ程にはあらねど、石の合せ口、下より見て二三寸もひ

らき、石燈籠等は過半倒れたり、北野前に休みて、御室、平野、金閣寺等の様子問ければ、大概北野同様と云、夫より南をさして、壬生野邊に舊の菴を訪ひ、遂に北東となくめに三條通へ出づ、すべて経過する洛中、往々破屋壞家有といへども、人口風説の十分一にもあらず、然と雖も細かに看れば、何處としてこぼてそこねざるはあらず、實に稀有の變異と謂べし、唯是世上の人、奇に驚き異を喜む習にて、事を誇誕に云なし、其實を失ふ事多かゆるに、つとめてこれを抑へ、親しく見聞する所のみ、いさゝか文飾なく實狀を記す、餘は推して知るべし、壓死等檢使を請る者百四十六人、怪我千七百餘人、是は天津にて、曾根源治郎たしかなる方が聞及しよし語る成り、

日は暮なんとすれば、急ぎ大津へと道を取、志賀越、山中越、(し脱カ)しが谷、狼谷など、皆路次大に荒、通行ならず、(街)北海道も往々荒たる所多し、此夜大津へ止宿、

廿一日、大津今堀にて曾根源治郎莊宅を訪ふ、曾根氏にて當所地震の狀、巨細尋ね問ひ、宅内破損の様子も委細見聞するに、京都に比すればやゝ緩し、されども三日の夜は、市中過半街路に露次すと云、大震後連日震動は京師の如し、御藏、御代官屋敷、餘程破損、新建の長屋は本屋敷の外、別に在内に住がたき程の大破にて、市中に假宅す、加州藏、餘程破損、市中も八町

通はさまで無之、今堀の方強く當り、潰家も有り、總體湖水際、當り強し、

死失一人、怪我二人、

三井寺、堂塔障なし、觀音堂下の崖壁、少し崩れたり、坂本邊に至而は聊なきよし、今度の震、京、伏見、大津強く、其他は餘勢波及すと見へたり、十八日の雨にて、山間の堤四十餘ヶ所一時にきれ、急に出水、家々床の上へ水上る所も有り、流家も三軒ありと云、此夜、曾根氏に止宿、晝夜震動數度、

廿二日、大津を起ち、伏水へ趣く、(堀カ)此道も十八日の雨にて出

水、一日往還留る、醍醐三寶院門跡、外堀倒れ大分破損、勸修寺宮破損、右に准すと聞、六地藏土橋、出水にて落、舟渡し、宇治橋往來留る、宇治橋流れ、伏水豊後橋にかゝり、橋杭大に損じ、殆落る程なり、十八日の出水、伏水は殊に甚しく、近來の洪水、卑下の地は、床の上三尺四五寸も水上りたる所有と云、

右経過して見聞する所のみを筆記す、(洩カ)掛漏尤多し、且務めて妄誕を抑へ止め、繁を去り簡に就き、華を捨て實を取る、故に其事狀、此筆記よりやゝ大なりと知るべし、

○前記セシ市尹ノ京狀ヲ探ラシメシ者モ、御城ノコトハ其文ヲ略ス、蓋シ憚リ恐ル、也、然ルニ頃口或人ニ一本ヲ得タ

リ、詳ナリトス、是レ大坂御目附ノ呈書ノ寫ナリ、何レヨリカ傳ヘタル、訝シ、○五五二頁大坂目付木下左兵衛來書ニ、破損箇所附細字に認、三間程も御座候トアルハ、蓋、是ナルベシ、以別紙申上候、去る二日、京都致地震、二條御城内破損箇所、京在番大番頭新庄主殿頭、同内藤豊後守々申上候由、大坂在番大番頭堀近江守、同加納備中守々私共江も、左之通申越候、

一四方外側太鼓御塀、其外所々倒損倒懸候内、此外側北御門西之方御塀石垣共、御堀江崩込、西外側西御門南北御塀倒、御堀江木道具落込、石垣之内所々孕出、四方御土居武者之内、所々地形割損申候、

一北御門屋根下廻共所々損、二階御櫓、東西庇落損、御門臺石垣西之方崩懸危相成、脇塀、石垣共、損じ申候、

一北御門番所廻附物共、屋根下廻所々損、廻高塀所々損、西之方は、塀倒損じ申候、

一北二之御門、傾損申候、

一東番頭小屋玄關廻潰、小書院床之間壁落損、臺所廻大損、其外屋根下廻共、所々損じ申候、

一同長屋向、與力、同心小屋共處々損、并高塀竹垣共之内、倒れ損申候、

一東御番衆小屋四十九軒之内、三番小屋上之間潰損、下陣大

破、十三番、廿七番小屋共中之間潰損、其外小屋々々屋根下廻共大破、同構高塀竹垣共、所々倒損申候、

一二九入口御門屋根損、同内與力番所附物等損申候、

一同大御番所屋根下廻共損、同廻高塀傾、壁落損じ申候、

一鳴子御門傾、屋根下廻共損申候、

一御廊下橋番所、廻屋根下廻共損申候、

一御本丸出丸御門、屋根下廻共損申候、

一南御門傾損、御門臺地形、割損申候、

一御本丸御堀外側石垣之内崩損じ、所々孕出、并木柵損、同御堀端通り總體地形割損、并沉石埋相成申候、

一北中仕切御門損、兩脇太鼓御塀之内倒損、石垣雁規共之内、崩損申候、

一西番頭小屋本家向、家根下廻共所々損、雪隠二ヶ所、壞損申候、

一同長屋向、屋根下廻共所々損、同構仕切々々共、高塀竹垣共之内倒損、并并戸屋形共之内損申候、

一西御番衆小屋四十九軒之内、廿番、廿七番小屋共、不殘潰損じ、十九番小屋下陣潰、上之間天井落損、十一番、十二番、十三番、十四番、十五番、十六番、十七番、十八番、廿一番、廿八番、廿九番、三十五番、三十六番、四十九番小屋共、下

震災豫防調查報告第四十六號

甲

陣潰損、上之間大破、其外小屋々々屋根下廻共大破、同構高塀竹垣共、所々損申候、

一南中仕切御門大破、兩脇御塀之内倒損、并石垣石雁規共之内、崩損孕出申候、

一稻荷曲輪與力小屋五軒之内、一棟潰損、其外總體倒懸り、并同心小屋、不殘潰損、廻竹垣共之内倒損、高塀之内損申候、

一西御門外御橋高欄廻、其外所々損申候、  
一御破損小屋、廻總體損じ、湯沸小屋潰損、高塀之内倒損じ申候、

一御本丸御天守臺廻り御塀、并石垣、損申候、  
一同所并戸屋形、并井筒、損申候、

一同所高麗御門倒懸り、左右御塀、石垣、損申候、  
一二九御金藏御屋根大破、其外壁損、廻叩土葛石、木柵、總體損申候、

一御臺所御家根瓦總體、壁、板羽目、竈、損申候、  
一御臺所々八番御米藏江續御塀、倒懸、大破相成申候、

一八番御米藏、竹垣損申候、  
一御金藏東南西折廻御塀、倒損申候、

一元御車屋廻御塀、損申候、  
一御米藏々御唐門江續御築地所々崩、總體大損相成申候、

一御唐門貫拔折、御屋根瓦、懸戶外竹垣、損申候、  
一同所埋御門江續御築地、崩損申候、

一御車家南北壁落、御屋根瓦、其外總體壁落、并叩土葛石、左右竹垣、損申候、

一埋御門々西南御門江折廻御塀、所々倒損申候、  
一南御門々溜御藏江續き、并切戸口共、倒損申候、

一溜御藏總體傾、御二階危、并南東手竹垣、倒損申候、  
一鳴子御米藏前竹垣、損申候、

一同所御米藏北之手御塀、并切手口、倒損申候、  
一同所々二九御門江續御塀、并御黒門、倒損申候、

一御納戸藏傾、總體御屋根瓦壁落損、附庇之内、崩損申候、  
一御玄關遠侍殿上之間、御式臺之間、同裏之間、大廣間、同所

西溜之間、蘇鐵之間、御黒書院御座之内東溜、御雪隠、總體傾、御屋根瓦、御天井亂間、羽目、御張附、雨戸、壁、損じ申候、

一御太鼓櫓、總體大傾相成申候、  
一同所定番盤臺、落損申候、

一同所四方壁、板羽目、損申候、  
一東御門櫓、北御錠口白土、落損申候、

一同所御腋之門通金物、弛申候、

- 一 同所屋根瓦落損、南登り塀大破、并北登り瓦、落損申候、
- 一 御番所出口切戸、屋根、大破仕候、
- 一 西御築地南之方角廻、大破仕候、
- 一 中仕切御門續高塀、北南共大破仕候、
- 一 御番所裏高塀、大破仕候、
- 一 同所雪隠、大破仕候、
- 一 西冠木御門、總體屋根大破仕候、并續袖塀、大破仕候、
- 一 外側高塀、北之方打倒、并南之臺、總體大破仕候、
- 一 奥御門總體、并東袖壁、打倒申候、
- 一 御門櫓臺、東西石垣、崩申候、
- 一 奥御番所、裏廻り壁落、并屋根廻、破損仕候、
- 一 同所雪隠、東之方壁落倒懸り、并西之雪隠、共破損仕候、
- 一 同所東之方出口高塀瓦落、并倒申候、
- 一 櫓形番所、總體破倒申候、
- 一 二九御臺所前御藏、一番、戸前倒懸、二番、棟落込、前通り軒波形大瓦腰板、三番、戸前庇倒、壁大破、腰板とも、四番、屋根瓦所々落、五番、戸前庇倒、其外瓦所々、六番、戸前庇倒、北之方軒壁所々、八番、壁總體、戸前庇倒懸、腰板共、并米見所、總體大破仕候、
- 一 鳴子御門内御藏、九番、前通北江廻壁、并下地共落大破、裏

- 通り腰板とも、十番、前通り壁處々、十一番、戸前庇倒、壁所々土落、十二番、戸前庇倒懸申候、
  - 一 高麗橋前御藏、十四番、戸前より北之方迄、軒々棟迄拔落、裏通屋根瓦は土居葺落、同壁下地共落、十五番、裏通り壁下地共落大破、并米見所東之方壁落、南流屋根、拔落申候、
  - 一 御天守臺下御藏、十六番、戸前庇倒懸、裏通軒々棟迄落懸、十七番、前通屋根瓦落、戸前開、南方壁落申候、
  - 一 東御門臺渡御櫓、柱曲西江傾、石垣共、所々損孕出、總體壁破、御道具難差置御座候、
  - 一 坤御櫓、北之方戸前明不申候、
  - 一 同所壁落懸、大破相成申候、
  - 一 同所南之方御窓戸下壁、大破仕候、
  - 一 巽御櫓、壁不殘響破、白土落、別而北御門前左右、并北東角は不殘土落、裏板許に相成申候、
  - 一 御焔硝藏、總體崩損申候、
  - 一 足駄御藏三ヶ所共、屋根瓦總體落損、其外内廻り總體損申候、
  - 一 數手桶不殘、并雨覆大破仕候、
- 右不通、去二日地震に而致破損、此上損相増可申哉難計奉存候、尤難捨置御場所は、追々手當申付、松平伯耆守殿江も申

震災豫防調査報告第四十六號

甲

達候由、新庄主殿頭、内藤豊後守、并兩組中、次之間、次與力、同心下々に至迄、怪我無御座候旨申越候段、堀近江守、加納備中守々、以紙面私共方江も申聞候、依之此段申上候、以上、

七月十六日

大坂御目付

木下左兵衛

同

間部主殿頭

○今茲八月、樞宇ノ書通ニ、拙家京師ノ邸宅留守居ヨリ來書ノトキ、彼地地震ノコトヲ筆記セシ者トテ示ス、見ラレヨト、見ルニ、去寅年文政十三年七月二日始テ大震セシヨリ、今歲辛卯正月迄ノ記ナリ、委シトス、下ニ移寫セリ、

七月二日晝七ツ時々大地震始而、凡數左之通相記申候、

三日、晝夜かけドロく共、

廿度程、

四日、同斷、

廿度程、

五日、同斷、

廿度程、

六日、同斷、

廿度程、

七日、朝方大きなるの三度、跡は小、十二度程、

十三度程、

八日、

十三度程、

九日、

十三度程、折節はびくつき申候、

十日、

十三度程、

十一日、

十三度、

十二日、

十三度、

十三日、

十三度、

十四日、

十二度、

十五日、

十三度、

十六日、

十一度、

十七日、

十二度、

十八日、

十一度、

十九日、晝小三度、夜入大一度、

(大一度、小二度、)  
そろくど諸方之土藏直しかける、家のゆがみも直しかける、

廿日、朝大一度、夜九ツ時大一度、

(大二度、)

廿一日、晝夜かけて、

五度、

廿二日、

小六度、

廿三日、おだやか、

小六度、

廿四日、夜中大一度、小四度、

(大一度、小四度、)

廿五日、中なるの二度、小三度、

(中二度、小三度、)

廿六日、中小共晝夜共、

六度、

廿七日、同斷、

六度、

廿八日、晝四度、夜に入大二度、

(大二度、小九、十度、)

夜八ツ時雷なる、小五六度、

小七度、

廿九日、

小三度、

八月朔日、大きおだやか、

小三度、

二日、

小三度、  
此頃は地震も常なれて、さのみおどろきもせず、

震災豫防調査報告第四十六號

甲

三日、	小二度、
四日、	小二度、
五日、	中一度、
六日、	小中九度、大二度、
七日、	中二度、小二度、
八日、	中一度、
九日、	小二度、
十日、	小二度、
十一日、	小二度、 <small>先頃追々に大工、左官手間方、一日朝出にて二人前なり、誠に職方大いそがしく相成申候、</small>
十二日、	大三度、 <small>（大二度、小二度、ドロく、四度、ドロく、四度）</small>
十三日、	大小六度、
十四日、	同六度、
十五日、	大一度、
十六日、	小四度、
十七日、	小四度、
十八日、	大二度、
十九日、	大一度、
廿日、	大一度、
廿一日、	小二度、中一度、

廿二日、	小二度、
廿三日、	小二度、夜八ッ時大一度、 <small>（大一度、小二度、）</small>
廿四日、	小中共夜江かけ、九度、 <small>（中小九度、）</small>
廿五日、	小二度、
廿六日、	小二度、
廿七日、	小四度、
廿八日、	小四度、
廿九日、	小二度、 <small>此頃中には土藏直し出来候有、そろくどかゝる家も有、家のゆがみは妙に直すなり、</small>
晦日、	小二度、夜七ッ過、大一度、 <small>（大一度、小二度、）</small>
九月朔日、	小二度、夜四ッ前、大一度、 <small>（大一度、小二度、）</small>
二日、	中二度、
三日、	小二度、
四日、	中二度、小一度、
五日、	中二度、
六日、	小一度、
七日、	小二度、夜に大一度、 <small>（大一度、小二度、）</small>
八日、	小二度、夜に中二度、 <small>（中二度、小二度、）</small>
九日、	小二度、
十日、	小二度、

十一日、小三度、夜に中二度、

十二日、  
(中二度、小三度、)

十三日、小三度、夜に中二度、

十四日、小二度、夜に大一度、

十五日、誠におだやか、

十六日、  
(大一度、中一度、)

十七日、中一度、夜に大一度、

十八日、小四度、夜に大二度、

十九日、  
(大二度、小四度、)

廿日、  
中一度、小三度、

廿一日、小三度、夜に中一度、

廿二日、  
(中一度、小三度、)

廿三日、  
小二度、

廿四日、  
小一度、

廿五日、夜に入、  
大二度、

廿六日、朝大二度、小四度、  
此頃は無之大ゆり也  
(大二度、小四度、)

廿七日、  
(原書、缺ケタリ)

廿八日、朝小五度、夜中二度、

廿九日、朝大一度、小三度、  
(中二度、小五度、)

七月二日、九月廿九日迄、八十八日になる、地震數、當  
(大一度、小三度、)

月廿九日迄に、凡五百十七度、

十月朔日、朝夜、  
小五度、

二日、  
小五度、

三日、  
小一度、

四日、  
小二度、

五日、夜中共中一度、小二度、  
(中一度、小二度、)

六日、  
小二度、

七日、  
休、

八日、  
小一度、

九日、夜、  
一度、〇小カ

十日、  
小二度、

十一日、  
小二度、

十二日、  
小三度、

十三日、  
小三度、

十四日、  
小二度、

十五日、  
小二度、

十六日、  
中二度、

十七日、  
中二度、

十八日、  
小三度、

十九日、  
小三度、



震災豫防調查會報告第四十六號

甲

廿日、	廿一日、	廿二日、	廿三日、	廿四日、	廿五日、	廿六日、	廿七日、	廿八日、	廿九日、	晦日、	十一月朔日、	二日、	三日、	四日、	五日、	六日、夜五ツ時に近頃は無之大一 度、誠に驚申候、小二度、	七日、	八日、	
大一度、小二度、	小一度、	小二度、	小一度、	小一度、	中一度、小二度、	中一度、小二度、	小一度、	小二度、	中一度、小一度、	中二度、	小一度、	小一度、	小一度、	大一度、小一度、	小二度、	(大一度、小二度、) 、	小二度、	小二度、	
九日、	十日、	十一日、	十二日、	十三日、	十四日、	十五日、	十六日、	十七日、	十八日、	十九日、	廿日、	廿一日、	廿二日、	廿三日、	廿四日、	廿五日、	廿六日、	廿七日、	廿八日、
小三度、	小三度、	中一度、小一度、	中一度、	小二度、	小二度、	休、	大一度、小二度、	小二度、	小二度、	小三度、	休、	中一度、小三度、	中一度、小三度、	中一度、小三度、	小二度、	中一度、	中一度、小一度、	小二度、	中一度、小二度、

震災豫防調查會報告第四十六號

甲

廿九日、	中一度、小三度、
晦日、	小二度、
十二月朔日、	小一度、
二日、	小二度、
三日、	小三度、
四日、	小四度、
五日、	中一度、
六日、	休、
七日、	同、
八日、	同、
九日、	同、
十日、	同、
十一日、	小一度、
十二日、	休、
十三日、	同、
十四日、	中一度、
十五日、	休、
十六日、	同、
十七日、	小三度、
十八日、	同、

十九日、	同、
廿日、	同、
廿一日、	同、
廿二日、	同、
廿三日、	中一度、節分也、
廿四日、	中一度、小一度、
廿五日、	休、
廿六日、	小一度、
廿七日、	中一度、
廿八日、	大一度、小二度、
廿九日、	大一度、
晦日、	小二度、
天保二 <small>辛卯</small> 正月元日、	小一度、
二日、	休、
三日、	小三度、
四日、	大一度、小二度、
五日、	小二度、
六日、	小三度、
七日、	小二度、
八日、	小三度、

九日、小二度、

十日、小二度、

十一日、小二度、

十二日、休、

十三日、同、

十四日、同、

十五日、同、

十六日、同、

十七日、同、

卯正月十七日迄に、凡六百三十五度ゆる、夫々誠に小、三日、四日目に少々づゝゆる、格別靜に成申候、

檀宇又云、茲ニ記スル所ハ正月ニ止レドモ、コノ來牘ノ發スル、七月廿八日トス、然ルニ其頃ニ至テモ、三四日ニ一兩度ニ震セシト、未會有ノ地變ト爲ベシ、君ノ意奈何、子答ルニ言無シ、

○頃辛卯ノ冬、永井飛州ヲ訪テ談話ノ中、去年ノ京震、高槻ハ何ニヤト問ヘバ、歸國ノ途中ハ何事モ無リシガ、歸城セシ翌日ニ地震ス、其サマハ尋常ノ地震トハ違ヘリ、マヅエラントスル前ニ、東北ノ方ヨリ鳴動ス、其音ハ何か物ニ觸ル、如キ響キナリシガ、ヤガテ地震、其ユリヤウ常ノ如ク横ヘハユラ

ズ、何か環如クニ震ヘリ、強キトキハ立ツコト成ラズ、手ヲツキテキル體ナリシトゾ、又京ノ人ノ言ヲ聞クニ、大震ノ前夜ニハ、空一面ニ光リ物アリテ、地面ヨリモ光リ物出現シ、大體晝ノ如ナリシユエ、人入訝リテ何ナルコトヤト云合ヒシガ、果シテ翌日ニカノ大震ナリシト、是モ飛州ノ話、

○過シ京震ノ沙汰モ、時立ヌレバ復云フ者ナシ、近頃二條大番ノ人ノ實記ヲ示ス者アリ、總ジテ彼地大震ノ說、人毎ノ言トコロ各一ナラズト雖ドモ、其言フ所皆眞ナラザルハナシ、蓋シ蒼皇狼狽ノ際、人々其畏怖ノ狀ヲ意識シテ錄セシ者ナリ、

〔庚寅地震記〕

文政十三寅年、二條御城江在勤之節出會候大地震ノ様子、荒荒書留置候、子弟親族ニ示シ、聊陵谷ノ變遷ヲ觀ジ、溝壑ニアルヲ忘レザルノ一助トモ相成申スベキ歟ノ寸心ニ御座候、乍去御城中、處々御破損等ノ儀ハ、畏レ多ク御座候得バ、書載不申候、扱頃ハ七月二日ノコトニ候ヘバ、常々迎モ暑氣凌ギ兼ネ候折ニ御座候ニ、此日ハ早朝ヨリ別而キビシク、虚空ハ薄ク曇リ候氣味ニテ、風トテハ微塵程モ無之、息ダワシク蒸熱イタシ候、稍申ノ刻頃ニモナリ候得バ、スコシハ凌ヨ

クモナリ可申ト存居リ候トコロ、縁サキノヒサシ、俄ニブル  
 ブルトアオリ出シ候故、甚恠シク存、地震トモ心得ラレズ、  
 其ヒサシヲ見居候處、少シタルミ靜リ候ト覺シガ、又候大ニ  
 フルヒ來リ、常ノ地震ノユサノト横ニユリ候トハ違ヒ、ハ  
 ゲシサ言フ許ナク、矢庭ニ壁落チ鴨居飛ビ杯イタシ候故、外  
 面へ走り出候トコロ、大地ノ脈ウツコト、鞍ノ荒キ馬ニ乘リ  
 候様ニテ、上下二尺程ノアヲリト覺へ申候、且又イヅクトモ  
 相分不申、オビタミシキ響イタシ候、尤ソノ大ユリト一處ニ  
 響來リ候、ソノヒミキノ様子ハ、百千ノ雷ト申候而モ、大筒  
 ヲツルベ放ツト申候而モ、イマダ小細工ト被心得候、岸ウツ  
 大濤ヲ寢耳ニキク杯申候ハ、少シハ似ヨリノ形容ニモ可  
 有之歟ト存候、扱ソノ大震リノ間ハ、世上ニ申候多葉粉二三  
 服ノ間ニ御座候得共、石垣家作等ノ損ジ大方ナラズ、就中、  
 私目前ニ見候者、五間ニ卅間一棟ノ長屋ヲ、ユリ出スヤ否屋  
 ノムネヒタト地ニ着キ候、皆々窓、或ハ水口ナドヨリ迺テ出  
 候へ共、四五人ハ下ニ敷レ候、乍去幸ニサシタル怪我モ無之  
 候、地面ノ裂ケ候事ハ、存ノ外少ク御座候、堀又ハ川ノフチ  
 杯ニテモ、六七寸ニハ過不申候、是ハ全ク平生ノ地震ト違  
 ヒ、豎ニユリ候故ト申成シ候、夫ヨリ度々フルヒ候得共、最  
 初ノ一度ニクラベ候得ハ輕ク候へ共、平日珍シキ時分ニテ

ハ、随分評判ニ相成候地震ニ御座候、翌朝迄ノ度數百度、或  
 ハ百二十度ナド區々申候得共、左様ノ時節ニ御座候へバ、委  
 細ニ算へ候モノモ有之間敷候へバ、慥ノコトハ相分リ不申  
 候得共、一ト時ニ十二三度ハフルヒ候様ニ覺へ申候、ソノ度  
 毎ニ木々ニヤドリ候諸鳥、ユレ落サレ、羽翼スクミ飛ビガタ  
 キ氣味ニ相見へ候、其夜ハ御小屋内ニ居ラレ不申候故、同寮  
 共皆々馬場ニ幕打、ソレニテ夜ヲ明シ申候、市中杯モ同様、  
 イヅレモ街ニ菰ムシロナド敷、ソレニテ明シクラシ候コト、  
 三日夜程ト申候、夫ヨリ打續キ日々フルヒ候へ共、少シハ弱  
 リ、且度數モ減ジ候、ソノユリ候度ニ、西北ノ山ノ方ニテド  
 ロノトヒミキ候而フルヒ來リ候、ソレヨリ月日モ立ツニ  
 隨ヒ候而、靜リ口チニ向ヒ候氣味ニ相成候へ共、十日目、廿  
 日目位ニハ中興イタシ、人ヲ驚シ候程ノコトモ有之候、當年  
 四月、私罷下リ候節迄モ、少々宛ハ折々有之候、扱最初七月  
 朔日夕方ニ、一天朱ヲ流シタル如ク、平日ノ夕ヤケ如何様ニ  
 色濃ク候トモ、コレ程ノ色ハ覺へ不申ト、一兩輩申談ジ恠ミ  
 申候處、其翌日右大地震ニ御座候、其當日モ同様ノ天色ニ御  
 座候、ソレヨリ強クフルヒ候度毎ニ、夕ヤケノ色常ヨリハ濃  
 ク覺へ候、此頃京地ニテ運氣ヲ心得候名ノ御座候モノ申候  
 ニハ、最初ヨリ強クユリ候ハ、兎角雨氣御座候由、雨降り不

申候節ニ有之候ト申候、左様候へバ夕ヤケノ濃キハ、雨氣ヲ含タルト世上ニ申候ト相叶、變事ノ兆ト後ニテ思ヒ當リ申候、右地震之節、見聞ノ荒増ニ御座候、以上、

山本東四郎源秀村

京地震ノトキノコトヲ問フニ、本庄伊勢守答、伏見モ劣ラヌ體ナリ、初メ震出シニハ、夕方行水セシ頃ニテ、思ハズ大動セシカバ、中々家内ニハ居ラレズ、庭へ出テ凌ギタリ、夫ヨリ行水スル間ニモ、甚ダ心ニカ、リテ懼レタリト、サレバ嚮キニ記セシ京師ノ咄ト思ヒ比ブレバ、伏見ハ稍々京ノ動ニハ及バザリシカ、又伏見ノ町内ハ地裂テ底ヨリ泥水ヲ吹キ出セシト云、

○大番頭新庄氏主殿ハ予ガ近縁ナルヲ、意ノ外ニ疎濶セシガ、近々大坂へ發足ス迎、コノ月七月十六日ニ隱莊ヲ訪フ、マヅ久遠ヲ語り、サテ先年文政十三年京文政十三年城在鎮ノトキノ地動ハ何ニヤト聞ケバ、艱難ハ云フニ及バズ、夕方ノ頃ナリシガ震出シ、家頼共地震ヨト云へバ、立ント爲レドモ起レズ、因テ手ヲ執リ組合ヒテ庭ニ出タルガ、中々歩行ナラズ、因テ組ノ者、弓術ノ小家場アルニ入り休ヒイタルニ、一時ニ何度トモナク震ル、動ザルトキハ常ノ如クナレド、震ル時ハ中々腰タタズ、兩手ヲ地ニツキテ衝張リ居ル體ナリ、ソノ震ヤウ、左

天保元年

右ニハフラズ、下ヨリ揚ル心モチニテ、中々言葉ニハ盡サレズ、翌日モ猶止マザレバ、諸司代松平伯州巡見アリト云シユエ、容體何ニト問タレバ、伯州御座敷ヲ廻ラル、ニ、町奉行モ隨ヒテ廻ル、某等ハ素ヨリ受持ノ場ユエ、先ニ立御座鋪ヲ案内ス、然ルニ雨戸ハ閉テアリ、動ハ絶へズ、今ニモ大震セバ何カミナラン、逃出シニモ出サキ無シ杯、心細キコトナリシ、諸司代モ甚ダ顔色アシク、實ハ早々見分シ爲ラレシガ、コノ見分シノコトハ、江城へ言上アルユヘナリト、町奉行杯モ大ニ恐レタル體ナリシ、外ハ御城ノ瓦ナド墜ベキ恐アリテ、伯州其餘モ心得ナル體ナリシト、

又庭ニ鋪物ヲシキテ在ル中見ルニ、地割テ其間ヨリ松ノ根露レタルガ、徑リ三寸バカリナルガ絶テ地割タリ、又サル體ナルニ、棚ノ上ニアゲ置シ器物ノ落タルハ勿論ナルガ、又墜ズシテ存外ニ棚ニ在リタル物モ半バセリト、

○四月十一日、十二日、日光常ト異ニシテ、日没ノトキキマス、マス甚シ、月色モ亦同ジカリキ、都下ノ風説ニハ、此日、京師復大火アリテ、コレガ爲メニ日色モ斯ク有リシト傳フ、然ルニコノ頃京ヨリ出店セル町人來リ云フ、昨日京便アリシガ、本店ノ書狀ニ、コノ程日色悪ク、月モ同ジカリシ、人皆イフ江都大火ナリト、イカ何ガ別條ナシヤト、サレバ西東兩都ノ掛念

天保元年

ハ同クシテ事ハ違ヒヌ、日月ノ異モ同觀ニシテ、災ナキモ亦  
同事、コレ間違ノ最モ吉ナル者ナレドモ、兩都ノ人心カク思  
フハイカナルコトニヤ、

○林子曰、其後聞ケバ、十二日ハ近江、美濃、ヨホドノ地震ニ  
テ、勢州邊モ震セリトゾ、全ク地氣ノ動クヨリシテ、朦氣天  
ヲ覆シナルベシ、

○今ノ紀元、此年京都地震ニツキ改元セララル、ト也、未ダ武家ニ於テ披露ハ  
無レドモ、マズ京ヨリ聞所ヲ舉ゲ、

文政十三年十月、

來ル十二月十日、年號改元、即日恩赦被行之由被仰出、

傳奏 三條大納言、 辨 柳原頭辨、  
上卿 二條左大臣、

花山院大納言、 中院大納言、

坊城大納言、 廣幡中納言、

清水谷中納言、 廣橋中納言、

岩倉宰相、 勘ケ由小路宰相、

執筆 葉室左大辨宰相、

勘進 式部大輔、桑原、 式部權大輔、高辻、

少納言、(唐橋)

文政改元之度、難陳、

難、 輝弘、

文政號、雖有文化寬政之佳例、竊案、與文正音韻全同、且如文正天變之事、最  
不可然、於被舉用者可在如何候波半ト、右文正元年十一月廿九日大醒醐大納言輝弘ノ  
地震之事、年代記ニ見ユ、

ゼラレシ時、廣幡經豐卿陳ニ、寛正年間、屢有兵革、近年寛政之字、甚爲美  
號ト云、

天保、嘉延、嘉享、安延、寛安、嘉德、萬和、

五八六

右京都ヨリ被仰越候所、天保ト相定之由、  
一就地震改元之前例、

建長八丙辰六月、 八幡宮震動、 康元ト改元、

康元二丁巳二月、 壬生地藏堂大地震、 正嘉ト、

正應六癸巳四月、 地震ニ付、 永仁、

元亨四甲子十一月、 大地震、 正中、

享德四乙亥十二月、 地震、 康正、

正保五戊子四月廿二日、大醒醐地震、 慶安、

寛延四辛未二月、停信院縁大地震、 寶曆、

○十二月十六日、柳營總出仕、天保ト改元ノコト仰出サル、

○於京都改元、此月十日ナリ、某ヨリ來書ノ略、

勘申年號之事、 式部大輔菅原爲顯奏原

天保 尙書曰、欽崇天道、永保天命、

嘉享 晋書曰、神祇嘉享、祖考是皇、克昌厥後、保祚無疆、

萬德 文選曰、萬邦協和、施德百變、而肅慎致貢、

保和 周易曰、乾道變、各正性命、保合大和、乃利貞、

安延 禮記正義曰、以武王承文王之業、故安樂延年、

勘申、 文章博士菅原以長高辻

監德 尙書曰、天監厥德、用集大命、撫綏萬方、

嘉延 文選曰、寤寐嘉猷、延佇忠實、

萬延 後漢書曰、豐于德之子孫、歷萬載而永延、

嘉永 宋書曰、思皇享多祐嘉樂、永無失、

寛安 荀子曰、生民寛而安、

勘申、 文章博士菅原在久唐橋

天叙 尙書曰、天叙有典、敕我五典、五惇哉、

嘉延 藝文類聚曰、祥風協順、降祉自天、方隅清謐、嘉祥日延、與民優游、享壽

萬年、

嘉德 春秋左氏傳曰、上下皆有嘉德、而無違心、

萬和 文選曰、布政垂惠、而萬邦協和、  
元化 晉書曰、元首敷洪化、百僚股肱并忠良、

〔大坂地震記〕

其餘は文政十三年七月二日未時、二度ばかり強く震ひしか  
ど、石燈籠の倒れし事はなし、此地震都はいと強く、堂舎の倒  
れしも有、在家も潰れ傾き、怪我せし人も多く、冬に至りて  
全くは納りし、これはしたしく見聞しかば、かく都にては強  
かりしも、茲にては○大たど二度のみなれば、地震といへば、  
坂外に逃出べき事とは露心附ず、○前後略ス、全文ハ、安政元  
年六月十五日ニ收メタリ、

〔聞集録〕

文政十三庚寅年七月二日より、京都を始、近國近在大地震  
之記文を寫、

七月二日、朝より一天晴るゝにあらず、曇るにあらず、俗に  
あぶら照と云るけしきにて、蒸炎日頃に増凌難かりしが、漸  
に七ツ頃と成ば、頓而暑氣も少は去べき也と思ひ居る折か  
ら、雷處聲の如き虺々と響と等しく、夥く地震出す、是はい  
かにと衆人驚く間もなく、引續たる大地震、見るゝ家藏の  
震動する事、宛も浪の打來る如く、其上土藏、高塀、或は石  
燈籠、又器物道具の崩碎る音、千萬の雷、頭上に落かゝるが  
如く、往來の人は大道に蹲り、家に有る者は疊にひれ伏し、

今や棟梁の爲に壓死するかと膽を消し、人々生たる心地無  
りしが、甚しく震ふ事引續三度、稍暫して少し穩に成しか  
ば、家毎に疊を大道に投出し、互に引連ね、我一に是に逃  
し、誰言合となく、須臾の間に洛中洛外町々家裡に残る者ま  
れにして、老若男女、貴賤尊卑の差別なく、皆々大道に膝を  
連ねしは、寶曆のむかしはいざ知らず、八十年來珍敷事也け  
り、

類聚國史光孝天皇元慶二年八月五日地震條に曰、此夜大  
地震、京師人民、出自盧舍、居于街路と見えたり、

扱京都の人家或は倒、又柱ゆるみ、天井落、或は竈の壞崩尤  
多く、土藏は殊更に當り烈敷、矢庭に震崩したる多く、其外  
四壁落、大輪くだけて、是が爲に怪我人數多有り、凡京中の  
土藏は、一ヶ所として満足なるはなく、去れども誰か是(をカ)の補  
わんといふ者無く、取除んと思ふ者も無くて、只大道にひれ  
伏し、神佛名號を唱ふ迄、主家又は近邊の縁家の安否を訪も  
の、皆陣笠(リカ)胸當にて奔走す、地震は初のごとくあらざれ共、  
只虺々と鳴く震事、須臾に數ヶ度、凡翌三日朝迄に百廿餘ヶ  
度震ふ、去れば此夜は家々馬提灯をともして、大道に夜を明  
す、斯くて三日朝は空晴渡り、日の光赫々たれば、流石大道  
の住居も見苦とて、銘々家裡に入て漸くわづかに其破壊を

つくなふ、此日地震事猶止ず、凡一時に七八度より十ヶ度づつに及ぶ、此夕も七ツ時々、同く今宵も大道に夜を明さんと、疊を連ぬ屏風を引、上には雨覆をなし、町幅狭き所には、向ひより互に繩を張、竹を渡し、上には蕙又は合羽などを引覆、皆々前夜のごとく夜を守り、又恐怖の甚しきは、市中に居るは浮雲とて、東山の野邊、或は鴨川原、西の野に席をかまへ、食器を運び、出て難をさくる人も夥し、此夜曉方わづかに雨降といへども、朝に至て晴る、地震ふ事少し穩成といへども、一時に六七度におよぶ、此夜も猶大道に出るといへども、夜半感冒せん事を恐れて前夜のごとくにはあらず、然れども皆々端近に圍繞して、嚴からんには大道に逃出ん用意なり、是より日々震ふ事數少なり、十四五日頃には、一晝夜十五六度廿度におよぶ、扱京都の人家、大小とも破損せる事なれば、急に其修理をなさんとすれば、大工左官は元來、手傳人歩(夫)に至まで、連も家々に充る事難ければ、數度呼使に及共、やういに出來らず、適來といへども、一日來れば二日來らず、二日かゝれば五日休ゆる、修理も全からず、漸竹杖木をもて版に突張し、或は繩持(杯カ)をつなぎ置もあり、又は一向人歩も來らざるは、止む事を得ず其儘に成置も多し、是等は元來、始は満足と見へて人にはこり顔に思たる土藏など、連日

の震ひに追々破損し、思もよらず一時に崩れて、其響近隣を騒がす、其後十七、十八日、兩日大雨ありしに、雨濕通して又も土藏くすれにき、或は殘たる大輪落るも多し、故に人心何となく恐怖止ず、日夜易き心もあらずして、只安全のみ願ひに、本より泰平の大御代、ことさら公にも諸社諸山に御祈を命じ給ふよし、依て七月の末つかたに、稍震の數も減じ、今八月初旬には、一晝夜わづかに五六度になりしが、げに有がたき聖代と、萬民こそぞつて歡をなし侍る、あなかしこ、

狂歌

かみなりは、あたまたふかれ、地震とて、

尻つめらるゝ、天の御叱り、

狂詩

庚寅七月二日事、 從申上刻地震剛、

最初寄集唱世直、 狼狽桑原至線香、

町屋家藏壁直落、 寺社塀垣柱共僵、

婆母黃聲念佛申、 祖父青顔祈神憶、

百姓離鋏皆入藪、 千頭捨舟獨上塘、

天地震動無仕様、○一句缺ク、全詩前二

七月十八日、朝より大雨にて雷地震打交、加茂川、堀川、西洞

院桂川之水出、川添の家へ水多く這入、大に騒動す、伏見街



道鞆町、問屋町邊は、わけて大洪水、人家の床より一尺も上へ水越し、大困窮なりとかや、寺社人家の破損、怪我人、其數しれず、

〔地震考〕

文政十三庚寅年七月二日申の時許に、大地震ひ出で、夥敷ゆり動しければ、洛中の土藏築地抔大にいたみ、潰し家居も有、土藏の潰れしは數多ありて、築地高塀などは大方倒れ、怪我せし人も數多也、昔はありと聞けど、近く都の土地に、かく烈しきはなかりければ、人々驚き恐れて、みなく家を走り出で、大路に敷もの鋪、假の宿りを何くれといとなみ、二三里の程は家の内に寝る人なく、或は大寺の境内に移り、或は洛外の川原移り、西なる野邊集て夜を明しける、かくて三日四日過ても、猶其名殘の小さき震ひ時々ありて、初は晝夜に二十度も有しが、次第(に脱カ)じつまりて八度ばかり、三四度に成るも有、然れども既に廿日あまりを経ぬれば、猶折々少々づゝの震ひもやまで、皆人々のまごひ恐るゝ事也、世の諺に地震ははじめきびしく、大風は中程つよく、雷は末ほど甚しといへる事をもて、初のはこの大震はなきこととさとしぬれど、猶婦女子小兒のたぐひは、いかごとあんどわづらいて、いかにやくと尋ねどふ人のさわなれば、舊記をしるして、大震

の後に震ありて止ざるためしを擧て、人を安くせんと左にしるし侍る、

上古より地震のありし事、國史に見へたる限りは、類聚國史一百七十一の卷、災異の部に擧て詳也、

三代實錄、仁和三年秋七月二日癸酉、夜地震、中略六日丁酉、虹降、中略東宮其尾竟天、虹入三内藏寮、中略是夜地震、中略卅日辛丑、申時地大震動、經三歷數刻、震猶不止、天皇出三仁壽殿、御三紫宸殿南庭、命三<sub>二</sub>大藏省<sub>一</sub>立三七丈幄<sub>二</sub>爲<sub>三</sub>御在所<sub>一</sub>、諸司舍屋、及東西京廬舍、往々顛覆、壓殺者衆、或有<sub>二</sub>失<sub>レ</sub>神頓死者<sub>一</sub>、亥時亦震三度、五畿内七道諸國、同日大震、官舍多損、海潮漲陸、溺死者不可<sub>レ</sub>勝計、中略八月四日乙巳、地震五度、是日、達智門上有<sub>レ</sub>氣、如<sub>レ</sub>煙非<sub>レ</sub>煙、如<sub>レ</sub>虹非<sub>レ</sub>虹、飛上屬<sub>レ</sub>天、或人見<sub>レ</sub>之、皆曰是羽蟻也、中略十二日癸丑、鷺<sub>二</sub>集<sub>三</sub>朝堂院白虎樓、豐樂院栖霞樓上<sub>一</sub>、陰陽寮占曰、當<sub>レ</sub>慎<sub>三</sub>失火之事<sub>一</sub>、十三日甲寅、地震、有<sub>レ</sub>鷺集<sub>二</sub>豐樂院南門<sub>一</sub>、鷺尾上<sub>二</sub>、十四日乙卯、子時地震、十五日丙辰、未時有<sub>レ</sub>鷺集<sub>二</sub>豐殿東鷺尾上<sub>一</sub>、下略皇帝紀抄に云、文治元年七月九日未尅大地震、洛中洛外堂社塔廟人家、大略顛倒、樹木折落、山川皆變、死者多、其後連日不<sub>レ</sub>休、四十餘箇日、人皆爲<sub>レ</sub>惱、心神如<sub>レ</sub>醉云々、長明の方丈記に云、元曆二年の頃、大なるふる事侍りき、其

さま世の常ならず、山崩れて川をうづみ、海かたぶきて陸を  
 ひたせり、土さきて水涌上り、(いほカ)□□はわかれて谷にまろび入、  
 渚こぐ船は波にたどよひ、道行駒は足の立どをまごわせり、  
 况や都のほとりは、在々所々堂舎塔廟、一として全からず、  
 中かくおびたどしきふる事は、しばしにて止りしかど、名殘  
 略しばらくは絶ず、尋定に驚しほどの地震、二三十度ふらぬ日  
 はなし、十日廿日過にしかば、漸間遠になりて或は四五度、  
 二三次、もこは一日ませ、二三日に一度ほど、大かた其名殘、  
 三月許や侍けん、  
 天文考要に云、寛文壬寅五月、畿内の地大震ふ、北江最甚し、  
 餘動屢發、至<sub>ル</sub>於<sub>ニ</sub>歲終<sub>ニ</sub>、  
 本朝天文志に云、寶曆元年辛未二月廿九日大地震、諸堂舎破  
 壞、餘動至<sub>テ</sub>三六七月<sub>ニ</sub>止<sub>ル</sub>、  
 かく數々ある中にも、皆初は大震して後小動は止ざれども、  
 初のごとき大震はなし、我友廣島氏なる人、諸國にて大地震  
 に四度逢たり、皆其國に滯留して始末を能く知れり、小動は  
 久しけれ共、初のごときは一度もなこ申されき、是現在の  
 人にて證とするに足れり、

地震之說、

經世衍義に、孔<sub>カ</sub>鼂<sub>ク</sub>曰、陽伏<sub>ニ</sub>于陰下<sub>ニ</sub>、見<sub>ラ</sub>迫<sub>ニ</sub>于陰<sub>ニ</sub>、而<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>昇<sub>ル</sub>、

以至<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>地動<sub>ニ</sub>、如此陽氣地中に伏して出んとする時、陰氣に  
 抑<sub>ラ</sub>られて出る事能はず、地中に激功<sub>(昂)</sub>して動搖する也、國語の  
 周語に、伯陽文の言なども如此、古代よりみな此説を云、  
 天經或問に云、地は本と氣の渣滓集りて形質をなす、元氣旋  
 轉<sub>ンテ</sub>中に束ぬ、故に兀然<sub>コソ</sub>として空に浮<sub>リテ</sub>墜<sub>ル</sub>ず、四國に竅<sub>アリ</sub>  
 相通ず、或は蜂の巢の如く、或は菌<sub>クサヒラノスヂ</sub> 瓣<sub>ノ</sub>のごとし、水火の  
 氣その中に伏す、蓋氣噴盈して舒んと欲してのぶる事を得  
 ず、人身の筋轉じて脈搖がごとし、雷霆と理を同ふす、北極  
 下の地は大寒、赤道の下は偏熱にして、ともに地震少し、砂  
 土の地は氣疏にして集らず震少く、泥土の地は空に氣の藏  
 む事なし、故に震少し、温暖の地多石の地より、空穴有て熱  
 氣吹入て、冷氣の爲に攝斂せられ、極<sub>(時カ)</sub>る則是舒放して其地を  
 激搏す、たとへば大筒石火矢などを、高樓且塔<sub>ノ</sub>のそ發せば、  
 其震衝をか<sub>(ウ)</sub>ふらざる事無がごとし、然ども大地通じて地  
 震する事なし、震は各處各氣各動なりと、唯一處の地のみ  
 也、其輕重によりて色々の變有、地に新山あり、海に新島の  
 類不少、震後地下の燥氣猛迫して熱火に變じて出れば、則震  
 停<sub>ト</sub>事也、

地震の徴、

震せんとする時、夜間に地に孔數々出來て、細き壤を噴出し

て、田鼠<sup>ウソモチ</sup>坊<sup>ゴトシ</sup>、是土龍<sup>オノロモチ</sup>などの持上るの類ならん歟、又老農野に耕す時に、煙を生ずる如きを見て、將に農せんとするを知ると、又井の水俄に濁り湧も、亦震の徴也、<sup>(震カ)</sup>又世に言傳ふは、雲の近くなるは地震の徴也、<sup>(昇)</sup>是雲にはあらず、氣の上升するにて、煙のごとく雲のごとく見ゆる也、地震の和名をナキと云、和漢三才圖會にはナへと有、ナキの假名然るべからず歟、

季鷹翁の説に、ナハ魚にて、キハユリの約りたるにて、ナユリといふ事ならん歟、魚の尾緒を動かすごとく動搖する形容して名目とせるか、ナキフルとは重言のやうなれども、ナキは名目と成てなる邊くと、<sup>(ヘシカ)</sup>是をもおもへば誠に小兒の俗説なれども、大地の下に大なる鯰が居るといふも、昔々言傳てたる俗言にや、又建久九年の曆の表紙に、地震の蟲とて其形を畫き、日本六十六州の名を記したるもの有、俗説なるべけれども、既に六七百年前かたる事もあれば、鯰の説も何れの書にか據あらんか、佛説には龍の所爲ともいへり、古代の説は、大やうかくのごときもの成べし、

佐渡國には、今も常にナキフルと云ならはせり、地震といへば通せず、古言の邊鄙に残る事見るべし、

三代實錄仁和三年地震之條に、京都の人民出盧舍居于衢路

云々、こたびの京師のあり様かくのごとし、いと珍らし、地震に付て其應徴の事など、漢書、晋書の天文志などには、其應色は記しあれども、唐書の天文志よりは、變を記しつつ應を記さず、是春秋の意に基く也、今太平の御代、何の應か<sup>(タカ)</sup>是あらん、地震即災異にして、外に應の有べき事なし、人々心を安んじて各の務を怠る事なかれ、

文政十三年寅七月廿一日

思齋堂主人誌

此地震考一冊は、予が帥濤山先生の考る所にして、此頃童蒙婦女或は病者など、さまざまの虚説にまごひて恐れおのふき、又今に小動も止す、此後大震もあらんかと心も安からざれば、歴代のためしを擧て、其まごひを解き心を安んせんとす、京師は上古々大震も稀也、寶曆元年の大震々、今年まで星霜八十年を経れば、知る人少し、此災異に係りて命を損じ、疵をかうむる人數多也、時の災難とはいへども、亦免れがたしともいふべからず、常に地震多き國は、倉庫家建も其心を用ひ、人も平日に心得たれば、大震といへども壓死すくなし、<sup>(遍カ)</sup>和漢の歴代に記せし地裂、山崩土陷、島出、濤起等は、皆邊等也、阿含經智度論杯さまざまに説、大地皆動くやうに聞しり、<sup>(ガカ)</sup>左にはあらず、初のいへるごとく震は各處各氣各動也、予天經或問に據て、一圖を

まうけて是を明す、○圖ハ  
略セリ

## 地球之圖、

地球一週九萬里、是を唐土の一里六町として、日本一里三十六町に算すれば、一週一萬五千里となる、然る時は地心より地上まで、凡貳千五百里也、今度の地震方二百里と見る時は、僅に圖する所の小圖の中に當れり、是を以て震動する所の徴少ならず、地球廣大なる事をおもひはかるべし、愚案するに、天地の中、造化皆本末有、本とは根本にして心なり、心とは震動する所の至て猛烈なる所をさす、其心より四方へ散じて漸く柔緩なるを末とす、然ば東より搖ぎ來るにあら(西より脱カ)ず、動來るにあら(西より脱カ)ず、其心より搖初て四方に至り、其限りは段々微動にて畢るならん、今度震動する所、京師を心とし、近國に亘り、末、東武南紀北越西四國中國に抵る、又京師の中にては、西北の方心なりしや、其時東山にて此地震に遇し人、先西山何となく氣色升て、忽市中土煙を立て搖來り、初て地震なる事を知れりと也、

又地震に徴ある事、現在見し所、當六月廿五日日輪西山に没する、其色血のごとし、同七月四日没する、其色亦赤し、和漢合運に云、寛文二年壬寅三月六日廿日迄、日朝夕如血、月亦同、五月朔日地震、五條石橋落朽木谷崩土民死、至七月未

止と出たり、廣島氏日譚に、享和三年十一月、諸用ありて、佐渡の國小木フキと云湊に滞留せしは同十五日の朝なりしが、同宿の船がふりせし船頭と共に日和を見んとて、近邊なるべし丘へ出しに、船頭の曰く、今日の天氣は誠にあやしげ也、四方濛々として雲山の腰にたれ、山半腹より上は峰あらはれたり、雨とも見え、風にならざるも覺えず、我れ年來の此如天氣を見すと大にあやしむ、此時廣島氏曰、是は雲のたるるにあらず、地氣の上升(昇)するならむ、予幼年の時父に聞る事有、如此は地震の徴也と、片時も猶豫有べからずと、急ぎ旅宿(此カ)の歸り、主に其由を告、此地後は山、前は海にして甚危し、又來るとも暫時外にのがれんと、人をして荷物など先へ送らせ、そこ(こ)に支度して立出ぬ、道の程四里許も來らんとおもひしが、山中にて果して大地震せり、地は浪のうつごとく搖て、大木など枝みな地に折ふしまろび、漸にのがれて去りぬ、この時小木の湊は山崩、堂塔は倒れ、潮漲て舍屋皆海に入、大なる巖満(海カ)を涌出たり、夫より毎日小動して、翌年六月に漸々止りたりとなん、其後同國金山にいたりし時、去る地震には定て穴も潰れ、人も損せしにやと問しに、さわなく、皆云、此地むかし地震は以前にしりぬ、去る地震も三日以前に其徴を知りて、皆穴に不入用意せし故、一人も怪我

なしと也、其徴はいかにして知る哉と問しに、地震せんとする前は、穴の中地氣上升して、傍なる人もたがひに腰より上は唯濛々として不見、是を地震の徴とすと云り、按に常に地中に入る者は、地氣を能知る、鳥は空中にありて能上升の氣を知る、今度地震せんとする時、數千の鷺、一度に飛を見る、又或人云、六月廿七日の朝、未日も出ぬ先に、虹丑寅の間立を見る、虹は日に向ひて立は常也、いづれも常にあらざるは徴とやいはん、又はじめにいへる地震の和名ナキフル、季鷹翁ナハ魚也といふ説によりて、古圖を得て茲に出す、○圖ハ、此圖、曆のはじめに出して、次に建久九年つちのえむまの曆、凡三百六十と有、餘は是を略す、伊豆國郡珂郡松崎村賀茂カ、賀の寺院、ふるき唐紙の中出る、摺卷の曆也とぞ、(より脱カ)

〔二條家番所日次記〕

七月三十日乙酉、晴、

一所司代松平伯耆守殿御使、廣談、御口狀書持參、如左、

御口狀覺、

二條殿御領地、近年水旱之損毛有之、御收納向相減、其上臨時吉区之御物入等打續、御勝手向必至御難澁に付、去亥年十月、昨丑年六月、同年十二月等、段々御難澁之御仔細被仰立、御拜借金之儀被成御願候處、右者不容易儀に付、難被及御沙汰候段、其度々被仰出候に付、此上達而御願被成候者、右體段々被仰出候御趣意、御辨不被成候次第に相當、猶以憚入思召候得共、當七月二日、京地大地震に付、二條殿御住居向御破損數ヶ所に、寢殿已下嚴儀之御式取行候御場所、且平常被成御住居候御建物等、急速御修覆不被

天保元年

成候半而者、御凌被成方無之處、全體御難迫至極之御勝手向に付、日用御取運方に被成御當惑、此上御勤向に相抱候程之御逼迫之場、前文之地震落合候に付、差當御修覆手當方に必至と御勘辨相盡、實以深被成御心痛候、尤今般京都地震に付而者、御破損所多く、尙又御事多く、御時節柄と被成御恐察候に付、右體御願筋之儀者、御差控可被成答に御座候處、何分前文に被仰立候通、下地甚以御難迫之御暮方、其上御領地等者、先達而己來度々被仰立候通御難澁に付而者、追々過分之先納申付、必至と相迫居候仕合故、此上出銀之申付方も無御座、誠以御困難至極之御次第に御座候、仍而甚以憚入思召候得共、何卒金貳千兩御拜借之儀、偏に願思召候、此段格別に被爲聞召分何卒御代々厚御由緒之御露柄を以、右御歎願之趣、御聞濟被仰出候は、差當地震に付破損之ヶ所も被加御修覆、且從來御難澁之御勝手向も、御凌方相付、相衰居候御領地等も、御快助可被成と、深御畏悦に思召候、尤右御返納方之儀は、毎歳金二百兩宛、十ヶ年賦を以、無相違御返納可被成候間、何卒此上厚御憐愍之御沙汰被仰出候様、御取扱之儀、偏に願思召候、以上、

七月晦日

隱岐内藏助

取次

別人 河村又藏

御請、御口狀之趣被致承知候、猶關東表江可致通達旨也、

九月六日辛酉、曇、

一所司代松平伯耆守殿御使、伊勢守、

御口狀之覺、

二條殿御勝手向、必至之御差支御難澁に付、關東江御拜借金之儀、七月晦日、委細御口狀書を以被仰立置候所、未御沙汰も無御座候内、猶又御再願被成候儀、何共憚入思召候得共、實に御難澁に而今日之御取扱も被成兼候程之御次第に付、何卒御願之通御聞濟之御沙汰被仰出候様、厚御取扱之儀、御願被仰入候、以上、

九月六日

二條殿御使 河野伊勢守

十月九日癸巳、

天保元年、二年

五九四

一諸司代松平伯耆守殿江、御使隱岐播磨守被仰立、如左、

御口狀覺、

二條殿御勝手向、從來御不如意御難澁之處、當七月二日京地大地震に付、御住向御破損數ヶ所に、寢殿以下嚴儀之御式被行候御場所、且平常被成御住居候御建物等、早速御修復不被成候半、御凌方も無之、必至御難迫之御次第、委細御書取を以、去七月晦日、御拜借金之儀、願被成置候所、否御沙汰も不被仰出候内、亦候御願被成候儀、甚以憚入思召候得共、何分先達而も被仰立候通、實に御凌可被成様も無御座候に付、無御據尙又去月六日御再願被仰出置候御次第に御座候、然る處此度改元定上卿被仰出候に付、右御當日以前、於二條殿被取次候御式ども度々有之候所、前文之通寢殿式正に御用ひ相成候御場所御破損に、甚以御不都合之儀共在之、誠に御痛心被成候に付、急速御修復被相加、御用向等無御滞御勤仕被成度思召候に付、右御修復を始、萬事御手當等、何分御行届被成衆、御當惑至極之御事に御座候間、何卒格別之思召を以、早々御願之通り御拜借金御用濟之御沙汰被仰出候様、幾重にも御願被成度思召候、左候得ば、從來御難澁之御勝手向御凌方相付、御領地向御扶助之儀と申迄も無之、先差當り前條御入用之御場所、早々御修復被相加、御勤仕向、無御滞被成御整候御事と忝思召候間、何分にも此上厚御憐愍之御沙汰被仰出候様、偏に御取扱之儀、頼思召候、以上、

十月九日

二條殿御使  
隱岐内藏助

右今日可相勤候處、依差支候、明日相勤候事、

十一月七日、

一所司代松平伯耆守殿江御使、晝寢、當座、着席昨日就御招被差出候旨、執次江申伸之、暫在而公用人面會、左之書付之趣、御達被申候旨也、

二條殿江

御領地損毛有之候上、臨時御物打續(入脱カ)、去る亥年以來、度々御拜借金被成御願候處、難被及御沙汰旨被仰出候付、此上達而被成御願候者、右之御趣意御辨無之御次第に候得共、當七月大地震に付、御住居向破損數ヶ所有之、急速

御修復不被加候、御凌方無之處、全體御難迫之御勝手向に、右御手當□□差支候付、金貳千兩、十ヶ年賦御返納之積を以、御拜借之儀被仰立、則關東江相達候處、猶又右御拜借之儀、何卒御聞濟有之候様被仰立候付、是又關東江相達候處、右は此度地震に、建物等破損之趣も被仰立候得共、地震は當地一統之事に付、度々被仰立候儀には候得共、此度迎も御願之趣難被及御沙汰候間、其段可相達旨、關東より申來候間、此段可申上候、

十一月

別段公用人濱述(濱カ)、先達而改元上卿御役被蒙仰候に付、寢殿已下式正之御場所御破損に付、尙又御拜借金之儀、早々被仰出候様、再三御願被仰立、則早速關東江相達置候、然る所道中に、行達に相成候儀と、伯耆守被存候、何れ右再三被仰立之御主意に付、定而、不遠否御沙汰可有之候間、右申來次第、尙又可申上旨、伯耆守江申聞候也、

執次 梶原平馬

公用人 河村又藏

罷歸言上、再御承知之御使可相勤候所、及夕景候に付、猶明朝可被差出答也、

〔北叟遺言〕

文政十三寅年七月四日夜、近江國馴染村地方より一里許沖合に、幅四町許、長さ廿四五町共相見へ候鮎の如くなるもの浮き見へ、尾先共に相見へ申候處、水巻上げ、石上より高く、三百石位より八百石位の舟十六艘巻揚げ、三里許隔り候陸にて榎木と申所之田地之中へ、大船六艘落候て微塵に碎候へども、乗合之者四十八人有之候へ共、一人も怪我無之候、誠に不思議之事に候間、則領主より早打に、注進有之候由、右之者共より申上候、口上之寫如此に候處、其魚は伊勢崎と申所の浦より、土中江這込候事、豆腐之中江庖丁をさし込よりいと安く相見へ申候、右に付村之騒動計なく取物も取あへず、高き山をさして逃候趣、京都より爲知申候候、

同二年十月十日戊子、肥前國地大三震、佐賀城

石垣崩レ、領内潰家多シ、

〔天保雜記〕

天保二年、

昨十日の曉丑の剋、地震強、城郭石垣等、所々損所出來、其外侍屋敷、并町、郷中、破損所多、潰家も有之由、痛之深淺、于今不相分候間、委細之儀者、追て可申達候得共、先御届申達候、以上、

〔佐賀城主〕

松平肥前守〇齊正

右十月十六日、御用番水野出羽守江御届差出之、

同四年十月二十六日癸亥、佐渡國地強ク震ヒ、海嘯翻溢シ、人家及ビ田畑用水路等、ソノ害ヲ被レリ、

〔佐渡年代記〕

天保四年十月廿六日、申上刻地震強ク、半時餘も震氣未止、打續相川海邊磯際々二三町、又は一町半程、海中俄に汐干いたすに付、津波可致哉と海邊町のもの共一同恐怖、山寄又は地高之場所へ家財雜具等持運ぶ處、高波數度打揚候得共、人家四壁裾通り汐濡、所々及破損候迄に而、怪我人は勿論、潰家流失等は無之、山之神教壽院拜禮所御圍、其外陣屋御役

宅、御藏々、銀山勝場濱手三番町等、何れも少々づゝ破損は有之候得共、格別之儀無之、在方之分、

田畑用水路破損貳ヶ所、

流失家七十九軒、

高下、(千カ)

田野浦、

石名、

潰家十二軒、

關、五十浦、

岩谷口、

破損家二百三十五軒、

眞更川、鶺鴒島、

願、

流失納屋四十四軒、

同、

潰納屋九十二軒、

鷺崎、吉住、

羽黒、

破損納屋百十九軒、

加茂、夷町、

湊町、

潰土藏一ヶ所、

腰細、徳和、

赤泊、

流失雜穀藏一ヶ所、

小木町、八幡町、

河原田、(川)

板橋流失二ヶ所、

天保四年、五年

鹿伏、石田、

市之浦、

○帝國行政區劃便覽ニ、田ノ浦アリ、市之浦ハナシ、

ノ二十四ヶ村、

小船流失二十艘、

同破損三挺、(艘カ)

右之通に而、廿六日以後四五日之間、打續時々少々も地震いたし候處、追々相止候旨、并右變事に付手當方等之儀、十一月、水野出羽守殿へ書面進達、

同五年一月一日丁卯、石狩國地強ク震ヒ、屋舎破倒シ、地裂ケ、泥沙噴出ス、沿海ノ地ハ、爲ニ海嘯奔溢セリ、

(天保雜記)

天保五年五月十八日、御用番大久保加賀守殿江差出、

私領分西蝦夷地の内イシカリと申場所、當正月朔日巳の刻過より地震強、二月廿二日迄日々地震にて、地割泥吹出、制札場其外破損の覺、

一制札場破損、

一ヶ所、

一會所潰、

二軒、

一辨天社大破、

貳軒、

一板藏潰、

四軒、

一同半潰、

廿三軒、

一茅藁藏潰、

六軒、

一蝦夷家潰、

廿三軒、

一同半潰、

三軒、

一蝦夷人物置、

十三軒、

一魚藏潰、

六軒、

右之通御座候、人馬怪我等無御座候、此段御届申上候、以上、

四月十九日

松前志摩守

在所日附

(松前家譜)

十五世良廣、

天保五年甲午閏正月、東夷地大に震ふ、

○是月閏ナシ、家譜蓋、誤レリ、又下文松前郡役所報告ハ、コノ時ノ口碑ナルベク、初年十一月末日トイフハ、傳説ノ訛ナラン、

(松前郡役所報告)

口碑ニ傳ヘテ曰、天保ノ初年十一月末日、(年及日不詳)前日來數十回ノ地震アリ、然レドモ強烈ナル震動ニ在ラザルカ、全ク止ミシガ、午後一時頃、海嘯兩三回驟ニ至リ、沿岸ノ家屋數十ヲ洗ヒ去リ、幸ニ人畜死傷ナシト、此時地形上ノ變遷



ハナシト云フ、

四月八日癸卯、是日、駿河國大風雨、富士山俄ニ鳴動シ、崩雪燒砂落下シテ、富士郡ノ田畑人家ヲ流亡セリ、甲斐國郡内領明見吉田二村モ、其害ヲ被レリ、

〔天保雜記〕

四月十四日、御用番水野越前守殿江御届之寫、

私領(分脱カ)駿州富士郡天間村ノ儀、當月八日明方々大風雨強、同九時雪崩ノ體ニテ、富士山鳴、急ニ水押、田畑共平押、家居迄水入ハ相成、追々引水之様子ニ相成候處、猶又八時頃山上俄ニ致震動、暗夜ノ如ク相成、無程洪水燒砂押來、大石大木逆落ニ押出、御領私領入會ノ村々、且組合用水堰等并潤水川邊、水深サ一丈七八尺ヨリ貳丈餘押埋メ、田畑過半洲入、農家等モ水入ニ相成、川下江ハ人馬流死、穀類流レ出シ申候、田畑反別破損等、流死ノ人馬數等、難相分御座候、巨細ノ儀ハ、追テ取調可申上候、此段御届申上候、以上  
午四月十四日  
水野出羽守

午四月廿一日附、甲府御代官柴田善之丞々到來書狀寫ノ略、追々御届差出候、當月八日大雨ニテ不二雪代押出シ、大木

天保五年

大石等押出シ、三ヶ村程者皆潰家ニ相成、一抱モ可有之大木、根共ニ押流シ、四五尺角ノ大石ヲ押出シ、人力モ不及コトニ御座候、逆モ人力ニテ防モ出來不申、一統ニ逃退候間、怪我ハ無御座候、右村々麥作ハ少モ取入不申、其上秋作モ仕付出來不申候、百姓共今日ノ居所ニ困リ申候、右ノ外ニモ田畑ヘ土砂押入候分ハ、六七ヶ村モ御座候、○下

駿州富士郡御領、私領村々之儀、去月八日明ケ方ヨリ大風雨、晝九時頃雪崩ノ體ニテ、富士山山鳴致シ候處、急ニ水押出シ、田畑共平押、家居迄モ危キ程ノ儀ニテ、追々引水ノ様子ニ候處、猶又八時頃、山上俄ニ震動致シ、闇夜ノ如ク相成、次第ニ鳴動致、家居戸障子迄響キ渡リ、恐怖罷在候處、無程洪水燒砂押來リ、大石大木逆落シ押出シ、田畑亡所不少、危難途ヲ失ヒ、谷間村々ハ漸ク逃退相助リ候得共、私領村々之内ニハ、家居流失モ有之、麥作ハ一面押埋、村々深サ一丈ヨリ三四丈位ノ押堀所、田畑ニ數ヶ所出來、稀成大荒ニ御座候、尤富士山木立、上下三四ヶ所モ燒ケ、砂押出シ候様子ニテ、遠方迄モ相見候趣、支配村々ヨリ申出候、依之此段御届申上候、以上、

江川太郎左衛門

〔甲子夜話〕

五九七

五月ノ中バナリシ、濱町へ能ヲ觀ニ往タル棧鋪ニテ、召連シ  
 女中、何レヨリカ聞ケン語ルニハ、富士ノ山積雪ノタメニ  
 拆崩シ、形モ變リタリト、傍ニ梅塙キテ云ニハ、成ルホド斯  
 ノ如ク、山腹崩下リテ、麓ノ田千石餘ノ處理モリタルガ、其  
 土尙押出シテ、其末海中ニ一萬石餘ノ田畑ニモ成ルベキ地  
 ヲ現ジタリト、何ニスノ如クナルヤ、富士ノ變ハ違ヒアルマ  
 ジ、是ヨリ近所ニイル御勘定中村某ニ問タレバ、富士崩ノ  
 サマハ、沼津領ノウチ七村、田家トモ埋モリ、人モ夥シク死  
 亡セシト、ナホ委クハ後聞ヲ申スベシ、

又予ガ醫生ニ、參政小笠原相州ニ縁家アル者アリ、彼縁者云  
(ニカ)  
 シトハ、富士ハ四月ノ末トカ、寶永山ノ側ノ方崩レ、縦六里  
 餘、横ハ一里ノ内外ナルベシ、故ニ東海道原、吉原ノアタリ  
 ヲリ望メバ、其崩崖ヨリ天ヲ見通ス所有リト、コノ變ニテ田  
 地人里六七村ハ押潰シ、死者モ多カリシト、又新ニ流川二道  
 ヲ生ジタリト云、

又平戸ノ庖人、近頃出府ス、因テ東道ハ何ニト問ヘバ、曰、沼  
 津ノアタリナルガ、行道ノ側田中ニ水溢レタルト覺シク、土  
 荒レテ平地トナリ、堤アルモ壊破、又石砂ノ出敷タルヲ取除  
 ケ、或ハ地所ノ修造ナド爲ヲ見タレドモ、是ト心ヅカズシテ  
 行過ギ、其後前驛ニテ聞ケバ、富士ノ方三里餘奥ヨリ出水シ

テ、田地等押流シタル抔聞シガ、委シクハ問ザリシ、又ハ地  
 ヲ海中ニ押出セシト云コトハ見聞セズ、  
 當水野羽州ヨリ官呈ノ文、コノ羽州ハ、權赫  
 羽州ノ子ナリ、

○コノ文、下條内廻狀留所載ト全ク同ジ、故ニ略ス、

前に云醫生へ、參政の臣水谷某より文通の略、

將富士山拔出申儀にては可有御座候得共、私共方江はい  
 まだ寫も參り不申候に付無御座候、右は去月八日の嵐之  
 日、拔出申候よし、寶永山よりは、拔跡の方大き成よし承り  
 申候、吉原宿の向のよし、裾野の内六里に十四里程の間、  
 一圓に荒、大がいの川筋三筋出來候由、村數多相流候と申  
 事に御座候、晴天にて快晴之日は、御當地よりも相見候  
 由、屋代太郎様も御咄しのよし、旦那様にも咄御座候、  
 水野出羽守殿領所抔も、餘程被押流候様、同藩之衆中噂も  
 有之趣承り候、先承候處右之通に御座候、尤海邊筋江者、  
 一向障り無之趣に御座候、御尋に付、承り候分申上候、左  
 様御承知可被下候、右者風評のみに而、御届拜見と申儀も  
(脱カ)  
 無御座候故、大小虚實之處者如何可有御座哉、尙承候儀も  
 御座候はゞ可申上候、左様御承知可被下候、

五月十五日

又甲州より言來る書通、

富士山荒に付、甲州郡内領明見村、吉田村騒動一件、

當月八日四ツ時頃よりしんごうして、北口七八合目邊より吹出、大岩大木押流し、明見村人家七八十軒之處、不残り候と申事に候、乍併晝中の事故、人者多損じ候様子に而は無之、牛馬は皆埋り候由、右大荒故、沼津より甲府海道通行不相成、大廻り道いたし候と申事に候、因て魚附馬士共、甚難澁之様に申候、右大荒に付、石和宿御代官、郡内谷村御代官、立合見分之處、餘り大騒動之事故、早速伺に相成候と申事に御座候、

右四月十六日出、甲州を申來る旨、

甲州都留郡内ノ中、下吉田ト云所ノ富農柏木峻助ナルモノ、文學ヲ好ミ、來テ朝川鼎ノ門ニ遊ブコト四年ニ過グ、然ルニ頃ロ郷ヨリ歸ラ促ス、其言ニ云、

四月八日朝四ツ時頃、フト富士山上ヨリ雪水夥シク流レ來ル、然ドモ人家田地ニ障ル程ナラザレド、其日ノ空色南天暗黒ニシテ、必定異變有ベキ模様ニ察シケレバ、諸人相謀テ用心シ、若シモノコト有ラバ、向ノ山上ニ逃ルベシト云合セ居タルニ、果シテ九ツ時頃鳴動甚シク、山上ヨリ砂土大石ヲ雜ヘ崩來ル、因テ皆云合セタル如ク、ヤウヤク其身バカリヲ脱

レ、彼山上ニ走登リタレバ、死人、怪我人等ハ無ケレドモ、彼地五箇村ノ田地、川筋トモ、砂石ニ埋ミ、深キハ一丈一二尺、淺キハ六尺餘ニ及ブト、是ニ就テ峻助モ五月二日、甲州へ還ルト、カノ峻助ガ所持ノ田地モ金高ニ當レバ、大抵千兩許ノ處、悉皆變土トナリ、十方ニ暮レタル體ナリト云、

〔内廻狀留〕

天保五年、

午四月廿四日、御用番水野越前守様江御届、

私領分駿州富士郡天間村之儀、當月八日明ケ方ヨリ大風雨強、晝九時雪崩ノ體ニテ、富士山鳴リ、急ニ水押シ、田畑トモ平押、家居水入ニ相成、追々水引候様子相成候處、猶又八時頃、山上俄ニ致震動、暗夜ノ如ク相成、無程洪水燒砂押來、大水大木、逆落押出シ候、御領私領入會ノ村々、且組合用水堰等、并潤水、<sup>(川カ)</sup>深サ一丈八尺ヲ貳丈餘押埋メ、田畑過半洲入、農家等モ水入ニ相成、川下江者人馬流死、穀類流出申候、田畑反別破損、流死ノ人馬數等、難相分御座候、巨細之儀は、追て取調可申上候、先此段御届申上候、以上、

午四月廿四日

水野出羽守

○コノ屆書ハ、天保雜記十四日ニ作ル、前ニ出セリ、

同六年六月二十五日癸丑、江戸地震フ、

〔武江年表〕

天保六年、七年

天保六年六月廿五日、未刻地震、

同七年七月二十五日丙午、陸前國仙臺、地強ク震

ヒ、屋舎頽損セリ、

〔天保雜記〕

天保七年、

閏七月十四日着、常陸州鹿島到來之書狀、

扱昨今之珍說申上候、常州鹿島邊上津濱邊、渚之浪にて被

押寄、流寄る死多分、馬家之類、廿間許之根に付候木、料理

茶屋之道具類、簞笥、長持、衣類、車井戸つるべ、家財道具

種々、又は木像不動尊、并ヲピンヅル、其外沖には堂らしき

者浮説、不思議之事に被申候、内椀箱之毒様之者に、松島

小川屋と書有之候由、明荷名札付、仙臺家中名書有之、仙

臺大水津浪之様子に相見へ、所々之噂許申合候、餘り之變

事に御座候間、一寸爲御知申上候、

同月十五日着、江戸家中江國許仙臺之狀、

扱去月廿五日之大地震にて、御城下表數多破損、鹽浦は少

シ緩ク候得共、是以處々破損仕候、今六日カ七日迄之大風

雨にて、御城下大洪水、大橋、大工橋、淀橋、御坪定橋、廣瀨

川橋、其外橋々無殘流落仕候、水邊通、家流溺死候者數多

有之様子に相聞申候、何れ當年も作物之儀は確と相知不

申候得共、又以騒敷ことにも可相成哉と案居申候、當年も

變事のみ多事故、不安心之事共多有之候、洪水作事之儀、

委細は追使に可申入候、扱々取込、早々如此御座候、

閏七月九日

山本文恭

山本安達様

二白、五軒茶屋百五十軒相流申候、赤壁と申茶屋、庭に

有之植樹木江相登申候、木拔候而三四十人溺死仕候と相

聞申候、

或云、津輕領之内四十軒之田地流溢水入、荒地ニ成、六月末

カ極冷氣ニテ作物不實、佐竹領依之歸國候處、家老一人ノミ

罷出、悉病氣ト稱不出之由、去々年來借財凡相嵩百廿萬兩、

當年ハ上下之手當、一切無之由、

羽州村山郡一圓、俄ニ熱暑故、蟲附之御届、御勘定所へ出、

奥、羽、越、悉大水之御届、數多有之、中國、西國、同斷、

〔根室一等測候所報告〕

天保六未ノ年八月、海嘯アリ、各所ノ漁舎ヲ流シ、花咲尤モ

強ク、同所ニ居住スル蝦夷人小屋五十餘戸、漁舎倉庫共悉ク

流失シ、爲メニ蝦夷人ヲシテ山越セシメ、現今ノ「ホニライ」

ニ轉住セシ由ナリ、

○本書ノ八月ハ七月ノ誤傳ニ非ザルカ、而シテコノ海嘯ハ、地震ノ爲ニ起リタルモ知ルベカラザレド、明文ナケレバ、姑ク疑ヲ缺ケリ、

同八年十二月九日壬子、江戸地震フ、

〔武江年表〕

天保八年十二月九日、夕八時過、地震、

同九年八月二十五日甲午、江戸地震フ、

〔武江年表〕

天保九年八月廿五日、大風雨、地震、

同十年三月十八日甲寅、釧路國地強ク震ヒ、國泰

寺ノ石燈籠倒レ、及ビ屏障等ヲ破レリ、

〔釧路郡役所報告〕

天保十年三月十八日、午後二時大地震アリ、國泰寺門前ニ設

置ケル石燈籠轉倒シ、戸障子等破損セリト云フ、

同十二年、駿河國地強ク震ヒ、久能山東照宮毀損

セリ、

〔本丸廻狀留〕

天保十二年四月十六日、

御使番

松平小豐次○乘

功

金三枚

右駿州久能、就地震爲見分相越、罷歸候付被下之旨、於御

右筆部屋縁類、掃部頭殿、御老中列座、越前守殿被仰渡之、

若年寄衆侍座、

○地震ノ月日ハ、未ダ見ル所ナシ、猶、調フベシ、

〔天保年錄〕

天保十三年、

二月十四日、

御目付

岩瀬 内記

御使番

山口勘兵衛

駿州久能御宮、其外地震ニテ御損之ケ所、御修復御用被仰付之、

右於芙蓉之間、老中列座、大炊頭申渡之、若年寄中侍座、

廿二日、

御勘定組頭

都筑金三郎

御勘定吟味方改役出役

吉田條太郎

御勘定

渡邊 石郎

御大工頭

村上與五郎

金三枚

駿州久能山御宮、其外地震ニテ御損之ケ所、御修復爲御用罷越候ニ付、被

下之、

御作事下奉行

今井右左橋

安西久次郎

同

右於躑躅之間、若年寄中出座、遠藤但馬守申渡之、

御老中渡書付、

寅二月十四日、越前守殿以村阿彌御渡候御書付、

寺社奉行江、

駿州久能山御宮、其外地震ニテ御損之ケ所之御修復之儀、先達テ德音院申立候付、此度御修復被仰出候、此段上野執當江可被達候、

十五日、越前守殿、伊勢殿江直御渡候御書付寫、

寺社奉行江

駿州久能山御宮、其外御修復之儀、外御場所ニ候得者、不被及御沙汰御時節ニ候得共、御場所柄之儀ニ付、御宮内ハ御損之箇所ニ、御手輕ニ御修復、諸堂社其外ハ塗影、屋等モ可成丈其儘差置候所ニ御取繕之積ニ付、神屋御道具類之儀者、御修復間モ無之事故、是迄之例格ニ不拘、御崇敬筋ニ不拘程之御損、古ビ等之分ハ、御修復ニ不及御用之積、佛像佛具裝束類、其外トモ是又其儘御手入無之積、可成丈品數相減候様勘辨致シ御修復可申立旨、且諸堂社之儀、此度ハ外遷座所不取立、奥院外遷座所之振合ヲ以、諸堂之内、一ニケ所江移替候様相心得、委細御修復掛リヨリ可申談候間、諸事先格ニ不泥、差支無之様可取計旨、德音院江可被申渡候、

寺社奉行江

駿州久能山御宮諸堂社、一之御門、并八ヶ院、其外地震損之箇所、御修復被仰付候、御寶塔之儀ハ、御内外廻リ并内之方御石柵トモ、御取繕ハ無之著候、且御別當所之儀ハ、此度見分爲致候處、左迄之地震損ニモ無之、勿論無據箇所モ有之趣ニ付、此度限爲御手當銀百五十枚被下候間、右ヲ以御神殿向、其外類箇所ニ勘辨致シ、自分ニテ取繕候様、德音院江可被申渡候、被下銀請取方之儀ハ、御勘定奉行可被談候、尤御假殿其外御假物之儀ハ、可成丈坪數相減、木品位下ダ致シ、八ヶ院之儀モ、是又同様相心得、都テ御不益之儀無之様可取計旨、御作事奉行へ相達候間、其段御別當江可被申渡候、委細之儀ハ、御修復掛リ可被談候、

三月十五日、

御勝手々、

駿府久能御宮、其外御修復御用罷越候、

御目付

金五枚羽織時服ニ

岩瀬 内記

御使番

山口勘兵衛

同

御老中渡書付留、

寅三月十五日、越前守殿、伊賀殿江直御渡候御書付、

寺社奉行江

駿州久能山御宮御修復ニ付、御新初、

三月廿八日

四月朔日

右之内吉辰、准后ヨリ被仰上候様、上野執當江可被達候、

三月

廿六日、

御目付

中川勘三郎

岩瀬内記代

駿州久能山御宮、其外地震ニテ御損之ケ所、御修復御用被仰付候、右於芙蓉之間、御老中列座、越前守申渡之、若年寄申侍座、

御老中渡書付留、

寅三月廿七日、越前守殿、日向殿江直御渡候御書付、

寺社奉行江

駿州久能御宮外遷宮、四月廿五日、同廿六日頃之内、日限御撰、准后ヨリ被仰上候様、上野執當江可被達候、

寅四月三日、越前守殿、伊賀殿江直御渡候御書付、

寺社奉行江

駿州久能御宮外遷宮、

四月廿六日酉刻、

右准后思召之通被仰出候間、其段上野執當へ可被達候、

四月三日、

久能御宮外遷宮ニ付御名代、

高家

織田淡路守  
代、  
島山長門守

右被仰付旨、於芙蓉之間、老中列座、信濃守申渡之、

御老中渡書付留、

寅四月八日、越前守殿、伊賀殿江直御渡候御書付、

寺社奉行江

久能山御宮御鳥居之儀ハ、神形ニテ、大切ノ御品柄ニ付、打碎候古銅ニテ鑄直候儀ハ、准后御氣障之旨被仰立候間、新銅ヲ以御鑄立ニ相成候、此段上野執當江可被達候、尤右之趣、德音院江モ可被申渡候、

十七日、

御座之間、

久能宮外遷宮ニ付、

御名代

高家

織田淡路守

金五枚  
時服二

右就御暇、御目見、

但拜領物ハ、於羽目ノ間、老中出席、頂戴之、

同十四年二月九日壬午、江戸地震フ、

〔武江年表〕

天保十四年二月九日、地震、用水桶の水こぼるゝ程なり、巳の下刻なるべし、

三月二十六日壬戌、釧路、根室、渡島諸國、地大ニ

震ヒ、海嘯暴溢シテ被害多シ、

〔國泰寺日鑑〕

○寺ハ、北海道釧路國釧路郡厚岸町ニアリ、

天保十四年三月廿六日、前代未聞之大地震、津波、左に、

一曉六ツ時地震、如例相心得、然處追々募、依之拙内庭へ飛出し、餘は裏口を逃出す、暫時にして兩戸障子倒散、鶏杯も巢より落、些子靜に相成、通辭帳役番兩三人見舞來る、

□□□詰所杯は皆無震破し候と申歸る、夫々所々見分之

(尺カ)

所、八幡社四五人程も伊座利、床落ち、門外石燈籠、石佛等、皆々倒散、本堂前より庭、所々四五寸位地、われ、一同感心致居候所へ、會所々番兩三人奔走にて、津浪之由申來る、於門外に承知、仍て會所之邊一望之處、必大海と相見江驚入り、俄に寺へ掛附、其所へ支配人帳役入來、御大切成御荷物、皆々山へ御出し可有之旨申歸る、和夷澤山遣し吳、早々取調諸道具類、大長持兩掛等江相詰め、山へ持參、本尊佛舍利諸佛は、塲所鎮社龜田宮へ安置、拙守護詰合、其傍社へ諸荷物守護、所々一見之所、向岸に番家夷家、一軒不殘流失、仍て多分流死も有之由噂申居り候、四ツ頃迄に大浪兩度、大地震五六度、社之内危く、今に震倒れ候位處へ、三役之物、婆羅山下兩所大邊海中へ崩出、右之咄、□□□□□□

依夫書役田島氏へ内談

## 震災豫防調査報告第四十六號

甲

八ツ頃迄右之次第に候へば所替へ、尙又夜分も凌兼候趣相咄し、九ツ頃方風起り、會所詰所家根杯飛散候事、翩々如雪、前廣之時刻に相成候共同斷、仍て寺後之山見分致、地所宜敷所見定して、疊等爲持手配致置、夫々書役へ相達し置候所替場へ、風よけ幕を張り候所、詰合中同所にて幕張、誠に如陣場ジャ、諸佛安置守護、假家寺之分二軒、手配方帳役良役と詰合中、假家二軒諸荷物所替へ、大混雜中へ、山田雇船順風にて入津、海中は格別之事無之やと、一同感心し、出持番人二十程乗込、俄に人數増に相成、大に手配行届き候、七ツ頃方追々平穩に相成、些子安心、於假家一同爲穩祈念、夜入寺、詰合にて高張二對、守夜之番人、要愼堅固し、夜中山鳴り餘程募り、九ツ半時、八ツ半頃、七ツ頃、右三度大地震、實に心配、筆紙に難盡云々、

一廿七日晴天、風波靜、曉六ツ時方下刻迄に地震三度、辰之上刻、理趣方一座祈念、然所書役衛士、今日は大に穩に申見舞吳、拙も續て右之伺申入候事、文太郎來訪、昨夜中、通辭時々伺吳候儀禮申遣す、四ツ頃通辭與入來て曰、晝後方御寺へ御下り有之候共、都合宜敷と申述、仍て番二三人相頼、本堂勝手邊掃除了て諸佛相移し、其後番三十人位來り、諸荷物相下げ候、右に候得共晝夜地震不歇、仍て長持

兩掛等江合羽を掛け、早速持出すに宜敷様支度致置、少も安心無之候、詰合中居所無之、會所之方水入り安、仍て本堂西之間拜借申出に付承知、早速諸荷持來、夫より書役初め一同禮謝申來る、尙通行家に安着之趣咄し、此夜暫時も地震不歇、仍て佛舍利記錄諸荷物、拙守護於枕前平臥、夜番五六人申附置候事、

一廿八日晴平穩、——向岸シ夷人男女三十四人流死と申事、下口所ポロトにて十一人、兩所にて四十五人餘と申事、

一廿九日晴、晦日曇天、

一四月朔日晴、二日、三日、四日晴、風波平穩、五日、六日晴、七日朝雨、此日方障子張替へ初む、八日如前日、九日無事、地震不歇、此夜方夜番見合せ候事、

此度之大地震にて、本堂白壁所々張附に至迄、大破に相成り、

一雨障子、廿一本、

一大門扉柱共左右板塀三十一間、

右何卒最初之通、總修覆御願申上候、

一五月十三日、大地震津波之見分、目附役氏家圓右衛門、上下七人に而向岸陸地に着、——

○本書ハ、理學博士大森房吉、出張先ニテ急遽寫サレシ手帳ヲ轉寫シタルナレバ、抄略ノトコロアリ、ソハ他日、原書ヲ得ルヲ待テ補正スベシ、



〔根室一等測候所報告〕

「ホロモシリ」村土人、天保二年生、山本小七ナルモノニ依リ、之ヲ質シニ、同人折節野付ニ居リ、凡ソ十才位ノトキ、春大地震アリ、天保十四年三月廿日、前代未聞ノ地震津波アリト、而モ曉四 時頃ヨリ俄然雷鳴スルガ如キ響聲ヲ聞クヤ、暫クニシテ震動シ、漸々激烈ヲ逞シ、地列ニ水湧出シ、(ケカ) 時ノ鳥類搖リ落サレ、疎製ナル人家サイ轉倒スルガ如ク、人足モ亦歩スル能ハザル程ナリシガ、稍々沈靜ニ趣ムカントスルヤ、津波里外ノ沖合ニ屹然、高山雪ヲ頂キシ者ノ如キ有様ニテ動搖シ、岸ニ向テ來ルアリト雖モ、數十町沖合ノ瀬戸ニ障ラレ、此所ニ至リ、波勢挫ケテ二トナリ、大ハ目梨ニ趣キ、小ハ野付ニ至リシモ、幸ニ只ダ餘波増水ノミニテ、別ニ差シタル變遷ヲ見ザリシト云フ、然ルニ唐太村ニ於テハ、地列湧水シ、沼トナリシモノ一二ヶ所アリテ、今ニ其形ヲ存ジ、幅三四間、長二三十間ノモノアリテ、暑氣沼水旱魃シト云フ、(スカ) 又同人幼少ノトキ、父母ヨリ古人ノ云ヘ傳ヘナリト云フヲ聞クニ、根室ヲ去ル二里餘ニ、字「ヒュンコニタイ」内唐太川口ニ横ハル一小島ハ、現今漁場ニシテ、海濱ヨリ遠ク沖合ニ淺ク、陸地ハ稍々高クシテ、樹木繁茂シ、直徑尺餘ノ蝦夷松、殆ンド二百年位モ經過セル如キ者ノ多クアリテ、船材ヲ伐

採スル地ナリシガ、大古ハ「ホツキ」貝類ヲ掘リシ所ナル由、是レ則チ震害ノ結果ナラン、

又一昨年ノ事ナリシガ、字走古丹根室ヲ距五里餘、ハ砂濱ニシテ、陸地モ亦タ平坦ナリ、而シテ海岸ヲ去ル七十間餘ノ地ニ漁舍アリ、此處ニ井戸ヲ掘リシニ、一丈五尺許リニ至ルヤ、砂石海藻貝殻類、及花珊瑚様ノ者掘リ出シタル由、是等ハ肯テ腐敗ヲ見ズシテ、通常海岸ニ打揚ゲラレテ五六日ヲ經過シタル者ノ如クナリト、案ズルニ、地方野付ニ至ル間、二十里餘ノ海岸ニ、凸凹極リナク、土地ノ形勢ヲ見ルニ、孰レトモ震害ノ爲メ變遷セル者ノ如シ、

〔龜田郡役所報告〕

海嘯ニ付、古老ノ口碑ニ傳フルモノハ、渡島國龜田郡沿岸ニ於テ、天保十四年三月廿六日未明ヨリ地震アリ、廿七日ニ至リ海嘯アリシモ、人畜及家屋ニ損害ナク、從テ地形等ニ變遷ヲ及ボサズト云フ、

〔釧路郡役所報告〕

天保十四年十二月十二月ハ、三月ノ誤ナリ廿六日、午前六時大地震アリ、戸障子小屋等倒散、所々地ノ裂クルコト五六寸、續テ海水漲溢シ、眞龍村、及厚岸市街其頃厚岸市街ヲハ、會所前ト稱セリハ一面ノ海トナリ、老若男女相扶ケテ、盤螺山、ヲフナイ山等ノ高地ニ難ヲ避ケ、

天保十四年

溺死者男女四十五名、(夷人トアリ、即チ)ニ及ビ、同十時マデ海水ノ漲溢セシコト二度、地震六度、近山鳴動セリ、盤螺山半腹崩レ、海中へ突出スルコト十五間餘、ニケ所ニシテ、此海嘯ハ平水ヨリ一丈五尺餘ノ水量ヲ増シ、土人ノ家屋孰レモ流亡シ、畜類ノ死傷其數算ナシ、同十二時ヨリ颶風起リ、國泰寺及會所ノ屋ヲ吹キ飛バシ、翌廿七日ニ至リ、風波風ギ静マリ、午前六時ヨリ八時迄、強震三回、翌二十八日午前七時迄、微動數回アリテ鎮靜セリ、